

昭和47年労働経済の分析 参考資料

1. 産業別年間賞与のモデル

労働省労政局調べの民間主要企業の産業別賞与支給額(夏季,年末合計)の動きを,当該産業の前年の支給額と製造業1人当り純利益額(「主要企業経営分析」,前年度下期と当年度上期の1人当り純利益額の平均)によって回帰させた結果は第1表の通りである。

説明変数に当該産業の前年支給額を用いたのは企業や労働組合にとって前年の支給額ないし基準賃金に対する支給率が支給額を決める交渉にあたって1つの目安となると考えられるからである。また,春闘賃上げ額にみられる相場化,平準化の動きが賞与についてもみられ,支給額の産業間の分散が小さくなってきていることに留意し,景気動向を表わす収益要因としては,製造業1人当り純利益額を各産業共通に用いた。

モデルの計測結果は印刷,車輛で純利益額の係数が不安定(t 値が小さい)であるほかは概ね良好な計測結果となっており,重相関係数は高く,標準誤差も小さい。比較的あてはまりの悪い機械金属でも標準誤差は270百円程度である。

回帰係数を産業別に比較すると,前年支給額の係数は,各産業ともほぼ1前後にそろっており,前年支給額が賞与支給額を決めるさいの目安として下支え的役割をはたしていることがわかる。一方,純利益額の係数は産業によって差がみられ,化学,鉄鋼,電機などでは純利益額の係数が1を上回っているのに対して,印刷,車輛などではこの係数が小さい。

2つの説明変数のうち収益要因(製造業1人当り純利益額)が賞与支給額(被説明変数)の決定にどの程度寄与しているかを産業別にみるために,各産業の製造業1人当り純利益額の係数に製造業1人当り純利益額(計測期間の平均値)を乗じた値の,各産業の賞与支給額(計測期間の平均値)に対する割合を計算すると,化学,鉄鋼,電機などではこの収益要因の寄与率が30~40%と大きいのに対して,印刷,車輛などではこの寄与率は10%未満と小さい(調査対象企業平均の収益要因の寄与率は約20%)。

これは化学,鉄鋼,電機などでは業況が一般景気の動向と密接な関連を持っているとともに,これらの産業の賞与が収益配分的性格を濃厚に持っているのに対して,印刷,車輛などでは景気動向による影響の受け方が他産業に跛行するために,世間相場を重視しにくい面があることによるものとみられる。印刷,車輛でも自産業の収益指標を説明変数に用いると,係数は不安定(t 値は小さい)であるものの係数自体は幾分大きくなる。

なお,モデルの計測期間は37~48年の10年間で,計測に用いたデータは第2表に示した。

第1表 産業別年間賞与の計測

第1表 産業別年間賞与の計測

モデル $Y_i = \alpha + \beta \Pi_F + \gamma Y_{i-1}$

	定数項	製造業1人 当り純利益 Π_F	当該産業前 年一時金額 Y_{i-1}	標準誤差	自由度修 正済重相 関係数	ダービン ワトソン 比
民間平均	-200.5	1.059 (4.96)	0.9989 (25.11)	68	0.997	3.35
印刷	-62.6	-0.022 (-0.05)	1.1768 (13.22)	129	0.988	2.68
化学	-216.4	1.538 (8.24)	0.9042 (29.71)	58	0.998	2.51
石油	-406.5	0.735 (1.92)	1.1620 (17.14)	136	0.992	2.37
セメント	-275.1	0.966 (4.60)	1.0471 (24.01)	69	0.997	2.58
鉄鋼	-263.7	1.627 (6.69)	0.8591 (18.32)	80	0.995	2.35
電線非鉄	-182.2	0.625 (5.99)	1.0881 (45.23)	34	0.999	3.12
機械金属	66.9	1.019 (1.01)	0.8794 (4.79)	271	0.950	2.40
電機	-349.0	1.842 (3.30)	0.8824 (9.47)	175	0.985	2.58
車輛	-166.4	0.316 (0.55)	1.1365 (8.46)	169	0.975	2.27
造船	-229.1	1.324 (4.85)	0.9592 (2.04)	90	0.996	3.15

(注) 1) 計測期間は昭和38年~47年
2) ()内はt値

第2表 モデルの計測に使用したデータ

第2表 モデルの計測に使用したデータ

	製造業 1人当り 純利益額	産業別年間一時金額											
		民間平均	印刷	化学	石油	セメント	鉄鋼	電線非鉄	機械金属	電機	車輛	造船	
	千円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円
昭和37年	—	1,031	1,065	994	1,627	1,250	864	843	1,186	1,044	1,212	1,188	
38	263	1,109	1,182	1,072	1,688	1,311	982	895	1,290	1,030	1,239	1,276	
39	322	1,258	1,314	1,248	1,720	1,398	1,090	1,030	1,462	1,067	1,289	1,465	
40	267	1,308	1,432	1,310	1,846	1,335	1,057	1,068	1,537	1,048	1,331	1,444	
41	289	1,457	1,567	1,441	1,995	1,477	1,167	1,180	1,731	1,180	1,409	1,615	
42	442	1,726	1,716	1,734	2,182	1,724	1,362	1,384	2,244	1,487	1,628	1,821	
43	503	2,072	2,060	2,109	2,490	2,059	1,648	1,587	2,875	1,813	1,919	2,112	
44	580	2,373	2,548	2,685	2,763	2,393	2,219	1,942	2,649	2,642	2,477	2,684	
45	697	2,991	2,695	3,245	3,379	2,912	2,784	2,365	3,156	3,092	3,584	3,219	
46	525	3,264	3,171	3,449	4,163	3,210	2,931	2,694	3,331	3,186	2,866	3,650	
47	482	3,633	3,659	3,700	4,635	3,620	3,069	3,072	3,720	3,534	3,380	3,850	

資料出所 日本銀行「主要企業経営分析」

労働省労政局調べ

(注) 1人当り純利益は(前年度下期+当年度上期)/2により算出

昭和47年労働経済の分析 参考資料

2. マルコフ過程による人口移動の分析

1. 人口移動モデル

数式

本年の a 地域の人口を $x_{1,0}$, b 地域の人口を $x_{2,0}$ とすれば, 来年の a 地域および b 地域の人口 $x_{1,1}$, $x_{2,1}$ は次の式で表わされる。

$$\begin{cases} x_{1,1} = (1 - \alpha_{1,2} - \beta_1 + \gamma_1)x_{1,0} + \alpha_{2,1}x_{2,0} \\ x_{2,1} = \alpha_{1,2}x_{1,0} + (1 - \alpha_{2,1} - \beta_2 + \gamma_2)x_{2,0} \end{cases}$$

$\alpha_{1,2}$: a 地域の b 地域への人口流出率

$\alpha_{2,1}$: b 地域の a 地域への人口流出率

β_1 : a 地域の死亡率

β_2 : b 地域の死亡率

γ_1 : a 地域の出生率

γ_2 : b 地域の出生率

すなわち, マトリックスを用いて表現すると

$$X_{t+1} = AX_t \quad X_t = \begin{pmatrix} x_{1,t} \\ x_{2,t} \end{pmatrix}$$

$$A = \begin{pmatrix} (1 - \alpha_{1,2} - \beta_1 + \gamma_1) & \alpha_{2,1} \\ \alpha_{1,2} & (1 - \alpha_{2,1} - \beta_2 + \gamma_2) \end{pmatrix}$$

このモデルによると a , b 両地域の現在の人口ベクトルを X_0 とすると, n 年後の人口ベクトルは $A^n X_0$ となる。

このモデルは人口の移動にもとづく増減だけでなく, 死亡と出生にもとづく人口の自然増減が考慮されているが, 各地域の死亡率と出生率がともに等しく, 自然増減がまったくない状態を想定すると, A マトリックスは

$$A = \begin{pmatrix} 1 - \alpha_{1,2} & \alpha_{2,1} \\ \alpha_{1,2} & 1 - \alpha_{2,1} \end{pmatrix}$$

と簡単になる。

第1表の1 地域間流

前年の居住地			本年の居住地					
			北海道	東北	関東I	関東II	北陸	東海
北海道	北海道	道北	38,061	77	217	5	10	33
北海道	関東I	東東	76	66,263	470	40	36	53
北海道	関東II	陸海	375	1,074	184,142	713	387	641
北海道	近畿I	畿畿	56	103	663	61,004	29	78
北海道	近畿II	山陰	26	36	209	29	38,658	73
北海道	山陽	四国	102	99	420	78	98	88,409
北海道	北九州	南九州	61	81	402	49	110	294
北海道	北九州	南九州	5	6	40	6	14	29
北海道	北九州	南九州	2	1	21	3	0	14
北海道	北九州	南九州	16	15	151	10	16	42
北海道	北九州	南九州	3	3	85	4	2	23
北海道	北九州	南九州	21	6	224	9	13	85
北海道	北九州	南九州	9	2	102	34	3	81
北海道	北九州	南九州	38,813	67,766	187,146	61,984	39,376	89,855

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」を特別集計した。

- (注) 1) 海外との流入除いてある。
 2) 各ブロックの地域区分は次の通りである。

地域	都道府県名	地域	都道府県名
北海道	北海道	近畿I	京都, 大阪, 兵庫
東北	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島	近畿II	滋賀, 奈良, 和歌山
関東I	埼玉, 千葉, 東京, 神奈川	山陰	鳥取, 島根
関東II	茨城, 栃木, 群馬, 山梨, 長野	山陽	岡山, 広島, 山口
北陸	新潟, 富山, 石川, 福井	四国	徳島, 香川, 愛媛, 高知
東海	岐阜, 静岡, 愛知, 三重	北九州	福岡, 佐賀, 長崎, 大分
		南九州	熊本, 宮崎, 鹿児島

動表 (15才以上人口, 男女計)

(昭和46年)

近畿I	近畿II	山陰	山陽	四国	北九州	南九州	総数
28	8	1	1	4	12	3	38,460
36	11	4	28	6	5	4	67,032
477	49	49	170	112	406	305	188,900
41	17	8	8	6	12	12	62,037
86	11	1	10	5	5	5	39,154
225	49	22	85	53	220	233	90,093
109,510	203	127	332	266	353	292	112,080
357	21,687	8	13	15	25	20	22,225
74	6	10,111	39	2	11	3	10,287
277	19	58	42,873	60	201	38	43,776
183	9	3	60	29,611	20	10	30,016
188	13	5	110	17	56,157	184	57,032
185	8	1	36	7	153	32,176	33,767
111,637	22,090	10,398	43,765	30,164	57,580	33,285	793,859

第1表の2 地域間流動表

第1表の2 地域間流

前年の居住地			本年の居住地					
			北海道	東北	関東I	関東II	北陸	東海
本年の居住地	北海道	道北	37,115	54	147	9	12	37
	北東	関東	77	65,769	408	48	24	39
			276	978	173,190	776	366	439
	関北	東東	30	79	541	59,331	40	75
			25	39	183	15	39,038	42
	北東	近畿	56	138	419	76	91	84,621
			27	33	309	27	102	206
	近山	畿畿	4	6	27	8	7	39
			0	3	19	1	1	19
	山山	陽陽	6	6	134	8	8	35
			7	6	67	4	4	45
	四北	国州	6	9	143	6	13	65
			14	2	91	3	9	71
	南	州	37,643	67,122	175,678	60,312	39,715	85,733

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」を特別集計した。

(注) 第1表の1の(注)参照

動 表 (15才以上人口, 男女計)

(昭和43年)

近畿I	近畿II	山陰	山陽	四国	北九州	南九州	総数
23	2	0	0	2	24	5	37,430
24	4	0	8	1	11	0	66,413
408	35	54	199	99	297	214	177,331
52	1	4	21	8	14	7	60,203
66	6	2	7	3	6	10	39,442
181	41	19	74	62	203	163	86,144
102,611	213	88	236	257	239	243	104,591
216	20,709	5	11	13	18	27	21,090
66	4	10,103	36	2	7	2	10,263
238	18	39	42,321	61	134	36	43,044
171	6	5	58	29,984	15	6	30,378
162	10	10	69	21	55,032	117	55,663
113	9	1	20	8	157	32,793	33,291
104,331	21,058	10,330	43,060	30,521	56,157	33,623	765,283

以上は2地域の場合について考察したが、地域数をふやしても同様に、地域数iの移動モデル(自然増減は考慮しない)は次式で表わされる。

数式

$$X_{t+1} = AX_t$$

$$X_t = \begin{pmatrix} x_{1,t} \\ x_{2,t} \\ \vdots \\ x_{i,t} \end{pmatrix}$$

$$A = \begin{pmatrix} (1 - \alpha_{1,2} - \alpha_{1,3} - \dots - \alpha_{1,t}) & \alpha_{2,1} & \dots & \alpha_{i,1} \\ \alpha_{1,2} & (1 - \alpha_{2,1} - \alpha_{2,3} - \dots - \alpha_{2,t}) & \dots & \alpha_{i,2} \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots \\ \alpha_{1,t} & \alpha_{2,t} & \dots & (1 - \alpha_{i,1} - \alpha_{i,2} - \dots - \alpha_{i,t-1}) \end{pmatrix}$$

地域別の人口分布を考察するうえでは、社会的要因(移動による人口変動)が出生率や死亡率の差にもとづく増減よりも本質的に重要である。なぜなら、人口の地域間移動は主として若年層で実現するために、若年層の移動は同時に人口出産力そのものの移動をも意味しており、将来の人口分布に大きく寄与するからである。

さらに、このように社会的要因のみをとり出すと、Aマトリックスの各列和は1に等しくなっており、通常のマルコフ過程の遷移確率行列とみなすことができるので、Aの特性(固有値)を数学的に解明することによって人口移動の特徴を容易に把握することができる。すなわち、遷移確率行列Aの固有ベクトルは現在の移動状況が無限に続いた場合の地域別人口分布を示しており、これによって現在進行している地域間移動の方向とその度合を知ることができる。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

2. マルコフ過程による人口移動の分析

2. 地域間移動の計測

地域間の移動状況を示した統計には総理府統計局「国勢調査」,同「就業構造基本調査」などがあるが,ここでは「就業構造基本調査」を特別集計したものによって15歳以上人口の地域間流動表を得た(第1表)。

地域間流動表は前年の居住地と本年の居住地をクロス表にしたもので,たとえば,46年の地域間流動表の北海道の欄を縦にみると,前年北海道に居た38,313百人のうち,38,061百人は本年も北海道に居住しているが,残りは他地域に流出しており,その流出先は東北76百人,関東375百人,南九州9百人などとなっていることがわかる。

この地域間流動表の各地域の縦計すなわち前年の15歳以上人口(死亡者を除く前年14歳であった者を含む)で,各地域への流出者数を割ることによって流出率表(Aマトリックス)が得られる。

このAマトリックスの固有ベクトルを $\lim_{n \rightarrow \infty} A^n X_0$ の終局値として計算($n \rightarrow \infty$ まで計算)した結果を全国を100にした分布の形で示したのが本文中の第52図(p.99)である。表は46年の就業構造基本調査データから計算した終局値とともに43年の同調査のデータから計算した終局値および46年の実績値を載げた。

ここで終局値の意味するところは,流出マトリックスの構造がどのような地域分布を指向しているかを示している。すなわち,46年の地域間流動の状況は関東Iに全国人口の30.9%が集中し,近畿IIに15.6%,東海に12.2%が集中する方向にあることを示している。それは46年現在の地域分布よりもさらに3大地域への集中がすすむことをあらわしている。

43年データの終局値と46年データの終局値を比較すると,両者はよく類似しているものの,3大地域への集中の度合は,わずかではあるが,46年データの終局値のほうが小さい。これはUターン現象などにより流出マトリックスの構造(移動パターン)が43年から46年にかけて変化していることによるものとみられる。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

3. 地域別勤労者福祉指標

1. 地域別勤労者福祉指標とその考え方

地域別勤労者福祉指標の体系は、第1表のように45年の白書において採用された全国指標の体系に準拠しており、地域別数値の得られない若干の個別指標については代理指標的な新しい尺度を採用している。

指標体系の考え方としては、勤労者の生活に関係の深い項目を総合的に把握することを主眼とし、大カテゴリーとして1)雇用環境、2)労働環境、3)所得資産および4)私的生活環境の4項目が設けられている。雇用環境は、1)就業に必要な技能、能力を高める条件が整備されているか(能力開発)、2)就業の機会が十分に与えられているか(雇用機会)、3)失業の不安はないか(雇用の安定)をその内容としている。労働環境は、1)職場の作業環境はよいか(安全衛生)、2)提供する労働の量はどうか(労働時間)、3)労使関係は安定しているか(労使関係の安定)、4)就業できない場合の所得医療の保障があるか(所得医療保障)によって構成されている。所得資産は、1)生活の源資となる賃金と2)貯蓄、住宅を含めた資産とからなっている。また、私的生活環境では、職場を離れた生活の条件として1)住居・通勤環境、2)健康・安全を保持する条件、3)余暇とその活用を取り上げている。

これらの各項目(カテゴリー)は、それぞれその量的側面、質的側面を示す量的指標、質的指標を組み合わせることにより表現されている。各カテゴリーの指数値の計算にあたっては、まず最初に個別指標の原系列を昭和45年全国平均=100として指標化し、ついで各カテゴリー内の量的指標、質的指標のそれぞれの幾何平均を求め、その幾何平均によって各カテゴリーの指数値を算出した。なお、個別指標のうちには原系列の数値の低下が改善を示すいわゆるマイナス指標が含まれているが、それらについては指数値の上昇が改善度の向上を示すように逆数によって指数化している。個別指標の原系列および指数値の推計は都道府県別に行なった。ブロック別の指数値は、都道府県別指数を45年の都道府県別雇用者数(国勢調査による)のウエイトで総合したものである。

第1表 地域別勤労者福祉指標の体系

第1表 地域別勤労者福祉指標の体系

大カテゴリー	カテゴリー	量的指標	質的指標
I 雇用環境	C1 能力開発	i 1 高校進学率	i 2 高校生徒数・教員数比率
		i 3 大学進学率	i 4 大学学生数・教員数比率
		i 5 職業訓練受講率	i 6 訓練生数・指導員数比率
i 7 各種学校受講率		i 8 各種学校生徒数・教員数比率	
	C2 雇用機会	i 9 求人倍率	i 10 就職率
	C3 雇用の安定	※ i 11 失業保険受給資格決定率	※ i 12 失業保険支給終了者数比率
II 労働環境	C4 安全衛生	※ i 11 度数率	※ i 14 死傷者1人平均労働損失日数
		※ i 15 業務上疾病発生率	※ i 16 業務上疾病のうち死亡者の占める割合
	C5 労働時間	※ i 17 総実労働時間数	※ i 18 労働時間に占める所定外労働時間の割合
	C6 労使関係の安定	i 19 労働組合組織率 ※ i 21 労働争議参加率	i 20 労働協約適用率 ※ i 22 労働争議損失日数
C7 所得医療保障	i 23 失業保険適用率	i 24 失業保険給付水準	
	i 25 労災保険適用率	i 26 労災保険給付水準	
	i 27 健康保険適用率	i 28 健康保険給付水準	
	i 29 厚生年金保険適用率	i 30 厚生年金保険給付水準	
III 所得資産	C8 所得	i 31 賃金水準(実質)	i 32 規模別賃金格差
	C9 資産	i 33 金融資産現在高(実質)	i 34 金融資産現在高対年収比
		i 35 持家比率	i 36 持家スペース(1人当り畳数)
IV 私的生活環境	C10 住居通勤	※ i 37 通勤費支出(実質)	※ i 38 通勤混雑度(定期旅客比率)
		i 39 1人当り住宅スペース	i 40 上下水道普及率
	C11 健康・安全	※ i 41 保健医療費支出(実質)	※ i 42 50才未満死亡率
		※ i 43 交通事故死傷者数	※ i 44 交通事故死傷者のうち死亡の占める割合
C12 余暇	i 45 年間余暇時間数(非労働時間)	i 46 教養娯楽費支出(実質) i 47 テレビ普及率 i 48 1人当り書籍販売額	

(注) 1) ※印は原系利数値の低下が改善を示すいわゆるマイナス指標であり、改善が進めば指数値が高まるように指数化した。
 2) i 15, i 16, i 23~ i 30の各指標については地域別の推計が困難であるので推計から除外した。また, i 6および i 20についても推計が困難であるが, 量的指標と組み合わせる関係があるので, 全国数値を一律に使用した。

第2表 地域別福祉指標試算値

第2表 地域別福祉

カテゴリー	年(年度)	ブロック					
		北海道	東北	北関東	南関東	北陸	東海
C 1 能力開発	35	95.2	89.4	82.1	88.3	82.0	87.6
	40	104.8 (10.1)	99.8 (11.6)	93.1 (13.4)	92.1 (4.3)	99.1 (20.9)	95.4 (8.9)
	45	113.8 (19.5)	105.8 (18.3)	100.7 (22.7)	98.4 (11.4)	106.6 (30.0)	103.0 (17.6)
C 2 雇用機会	35	80.8	58.5	75.7	51.4	67.2	80.7
	40	83.1 (2.8)	47.3(△19.1)	75.2 (△0.7)	53.8 (4.7)	61.8 (△8.0)	86.7 (7.4)
	45	83.2 (3.0)	59.4 (1.5)	105.9 (39.9)	123.7(140.7)	85.9 (27.8)	161.2 (99.8)
C 3 雇用の安定	35	48.8	63.2	106.7	122.7	75.3	139.1
	40	38.6(△20.9)	56.3(△10.9)	121.1 (13.5)	160.9 (31.1)	75.9 (0.8)	188.7 (35.7)
	45	40.7(△16.6)	71.1 (12.5)	203.6 (90.8)	271.1(120.9)	104.3 (38.5)	283.6(103.9)
C 4 安全衛生	35	50.1	81.9	87.1	94.1	89.4	93.4
	40	47.9 (△4)	87.8 (7.2)	102.1 (17.2)	113.3 (20.4)	90.0 (0.7)	116.1 (24.3)
	45	65.9 (31.5)	106.5 (30.0)	95.4 (9.5)	116.0 (23.3)	127.5 (42.6)	116.6 (24.8)
C 5 労働時間	35	95.4	101.7	98.5	87.3	99.9	91.2
	40	97.5 (2.2)	114.6 (12.7)	116.6 (18.4)	100.2 (14.8)	122.7 (22.8)	111.6 (22.4)
	45	101.3 (6.2)	117.8 (15.8)	111.2 (12.9)	97.6 (11.8)	118.6 (18.7)	99.2 (8.8)
C 6 労使関係	35	44.4	104.8	86.6	78.1	100.5	116.4
	45	67.3 (51.6)	98.9 (△5.6)	78.9 (△8.9)	101.9 (30.5)	84.6(△15.8)	115.3 (△0.9)
	45	114.1(157.0)	130.3 (24.3)	82.2 (△5.1)	92.0 (17.8)	95.3 (△5.2)	121.7 (4.6)
C 8 所得	35	68.8	60.7	62.3	74.1	63.4	67.1
	40	79.2 (15.1)	73.4 (20.9)	74.9 (20.2)	88.2 (19.0)	74.5 (17.5)	80.5 (20.0)
	45	94.5 (37.4)	86.6 (42.7)	92.6 (48.6)	107.9 (45.6)	92.7 (46.2)	99.7 (48.6)
C 9 資産	35	53.3	55.7	73.9	79.1	78.5	64.4
	40	65.1 (22.1)	68.7 (23.3)	95.3 (29.0)	97.3 (23.0)	96.9 (23.4)	78.5 (21.9)
	45	78.7 (47.7)	95.3 (71.1)	103.5 (40.1)	94.8 (19.8)	110.7 (41.0)	106.0 (64.6)
C10 住居通勤	35	90.6	103.2	85.2	77.7	100.8	115.6
	40	97.3 (7.4)	108.3 (4.9)	93.1 (9.3)	80.9 (4.1)	103.7 (2.9)	112.3 (△2.9)
	45	117.6 (29.8)	115.8 (12.2)	106.2 (24.6)	88.9 (14.4)	123.2 (22.2)	111.1 (△3.9)
C11 健康安全	35	117.3	135.8	122.8	116.4	134.5	110.2
	40	112.1 (4.4)	124.5 (△8.3)	111.9 (△8.9)	121.5 (4.4)	118.9(△11.6)	108.9 (△1.2)
	45	101.8(△13.2)	104.6(△23.0)	92.3(△24.8)	110.0 (△5.5)	101.3(△24.7)	98.3(△10.8)
C12 余暇	35	52.4	42.7	48.5	60.4	50.9	55.1
	40	80.3 (53.2)	75.7 (77.3)	80.2 (65.4)	82.3 (36.3)	79.2 (55.6)	82.5 (49.7)
	45	95.3 (81.9)	91.9(115.2)	99.9(106.0)	106.2 (75.8)	103.3(102.9)	104.7 (90.0)

(注) 1) ブロック区分 東北=(青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島) 北関東=北陸=(新潟, 富山, 石川, 福井) 東海=(岐阜, 静岡, 山陰=(鳥取, 島根) 山陽=(岡山, 広島, 山口) 四国=南九州=(熊本, 宮崎, 鹿児島)

2) () 内は35年に対する増減率 (単位 %)

指標試算値 (45年全国平均=100)

近 畿	京 阪 神	山 陰	山 陽	四 国	北 九 州	南 九 州
86.6 97.3 (12.4) 104.4 (20.6)	88.4 92.0 (4.1) 97.6 (10.4)	91.3 102.0 (11.7) 113.9 (24.8)	96.3 101.0 (4.9) 105.9 (10.0)	84.2 95.9 (13.9) 02.0 (21.1)	90.2 99.3 (10.1) 103.1 (14.3)	80.3 91.5 (13.9) 99.8 (24.3)
65.6 72.9 (11.1) 124.5 (89.8)	51.3 54.5 (6.2) 114.1(122.4)	60.9 65.3 (7.2) 79.9 (31.2)	58.8 57.6 (▲1.1) 104.4 (77.6)	65.0 46.7(▲28.2) 64.8 (▲0.3)	42.2 41.6 (▲1.4) 63.2 (49.8)	44.0 37.7(▲14.3) 52.0 (18.2)
84.5 107.6 (27.3) 161.4 (91.0)	100.0 119.4 (19.4) 187.4 (87.4)	75.7 77.4 (2.2) 133.9 (76.9)	89.7 100.3 (11.8) 160.0 (78.4)	76.7 75.0 (▲2.2) 117.7 (53.5)	73.9 71.8 (▲2.8) 101.8 (37.8)	56.8 57.6 (1.4) 71.7 (26.2)
75.0 95.8 (27.7) 114.3 (52.4)	85.5 102.9 (20.4) 105.4 (23.3)	78.3 90.4 (15.5) 132.2 (68.8)	81.7 91.7 (12.2) 98.7 (20.8)	91.5 94.5 (3.3) 100.9 (10.3)	41.7 50.9 (22.1) 82.4 (97.6)	89.2 96.8 (8.4) 97.6 (9.3)
106.5 109.5 (2.8) 104.8 (▲1.6)	87.8 102.0 (16.2) 96.4 (9.8)	105.0 113.4 (8.0) 128.5 (14.8)	88.6 98.8 (11.5) 91.8 (3.6)	103.7 114.9 (10.8) 105.9 (2.1)	90.6 100.5 (10.9) 98.3 (8.5)	114.1 117.4 (2.9) 120.4 (5.5)
147.8 120.1(▲18.7) 155.8 (5.4)	90.8 78.8(▲13.2) 115.7 (27.4)	75.2 88.6 (17.8) 124.5 (65.6)	90.2 89.8 (▲0.4) 105.1 (16.5)	86.1 97.2 (12.9) 117.0 (35.9)	51.5 77.6 (50.7) 103.2(100.4)	120.2 123.4 (2.7) 124.6 (3.7)
66.9 81.9 (22.4) 97.5 (45.7)	74.5 87.4 (17.3) 107.0 (43.6)	59.0 70.7 (19.8) 84.2 (42.7)	66.0 78.5 (18.9) 95.8 (45.2)	61.6 74.9 (21.6) 90.4 (46.8)	65.7 76.4 (16.3) 90.4 (37.6)	59.8 71.0 (18.7) 84.0 (40.5)
71.8 89.4 (24.5) 112.6 (56.8)	65.2 79.7 (22.2) 96.6 (48.2)	52.7 65.6 (24.5) 103.1 (95.6)	67.7 83.9 (23.9) 108.4 (60.1)	73.6 91.1 (23.8) 100.1 (36.0)	56.3 70.9 (25.9) 105.7 (87.7)	48.2 59.2 (22.8) 93.4 (93.8)
86.4 90.5 (4.7) 94.2 (9.0)	69.8 96.5 (38.3) 105.7 (51.4)	101.3 197.9 (6.5) 110.1 (8.7)	102.5 80.2(▲21.8) 97.8 (▲4.6)	102.8 105.5 (2.6) 119.7 (16.4)	93.1 90.5 (▲2.8) 100.4 (7.8)	94.1 97.0 (3.1) 111.0 (18.0)
110.5 104.0 (▲5.9) 95.3(▲13.8)	111.6 116.9 (4.7) 106.0 (▲5.0)	143.6 113.2(▲21.2) 100.2(▲30.2)	117.7 112.0 (▲4.8) 94.6(▲19.6)	119.8 117.2 (▲2.2) 93.3(▲22.1)	118.3 117.0 (▲1.1) 106.0(▲10.4)	141.9 125.2(▲11.8) 105.8(▲25.4)
51.3 75.5 (47.2) 93.5 (82.3)	60.1 79.0 (31.4) 104.3 (73.5)	41.4 76.4 (84.5) 97.5(135.5)	48.2 81.6 (69.3) 100.6(108.7)	40.4 70.5 (74.5) 94.4(133.7)	47.6 77.8 (63.4) 94.0 (97.5)	33.8 65.7 (94.4) 84.8(150.9)

(茨城, 栃木, 群馬, 山梨, 長野) 南関東=(埼玉, 千葉, 東京, 神奈川)
 愛知, 三重) 近畿=(滋賀, 奈良, 和歌山) 京阪神=(京都, 大阪, 兵庫)
 (徳島, 香川, 愛媛, 高知) 北九州=(福岡, 大分, 佐賀, 長崎)

昭和47年労働経済の分析 参考資料

3. 地域別勤労者福祉指標

2. 地域別にみた福祉水準とその変化

前項に述べた指標体系に基づいてブロック別に各カテゴリー、各アイテムの指数値を試算してみやと、第2表、第3表のような結果が得られる。これによって地域別の福祉水準の動きをみることにしよう。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

3. 地域別勤労者福祉指標

2. 地域別にみた福祉水準とその変化

(1) 地域格差の動き

まず、各カテゴリーの地域格差をみてみよう。45年指数値の最高、最低を比較する形でみると、地域格差の大きいカテゴリーは、C3雇用の安定、C2雇用機会、C4安全衛生、C6労使関係などであり、逆に、C1能力開発、C12余暇、C8所得などの格差は相対的に小さくなっている。また、35～45年の間の変化をみると、C3雇用の安定、C2雇用機会の格差がかなり拡大しているのに対し、C6労使関係の安定、C12余暇の格差はかなり縮小している。これらの状況を各カテゴリーを構成する個別指標についてみたのが第4表である。ここでは都道府県別の指数値を用いて35年、45年の個別指標の変動係数(標準偏差/平均値。ただし、この計算には都道府県別数値をウエイトづけせずに用いた。)を算出した。これによると、1)雇用環境に属するi12失業保険支給終了者数比率、i9求人倍率、i11失業保険受給資格決定率などの変動係数が大きく、また35～45年で増大しており、格差が拡大していること、2)C6労使関係の安定に属するi21労働争議参加率、i22労働争議損失日数の変動係数はかなり大きい、45年には35年より大幅に低下していること、3)所得資産では、i33金融資産現在高、i34金融資産現在高対年収比、i31賃金水準の変動係数がかなり低下していること、4)私的生活環境ではi43交通事故死傷者数、i47テレビ普及率の変動係数がかなり低下していることなどが特徴として指摘できる。ただし、i43交通事故死傷者数については、全般に35～45年にかけて指数値が低下しているため、変動係数の低下は環境悪化が一般化したことを意味することになる。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

3. 地域別勤労者福祉指標

2. 地域別にみた福祉水準とその変化

(2) ブロック別比較

つぎに各ブロック間の比較を試みよう。ブロック別のカテゴリ指数値には、各ブロックの産業構造、就業構造や地域環境の違いが当然に反映することになるが、大きく分けて考えるとすれば、東京、名古屋、大阪をそれぞれ中心とした大都市圏とその他の地域とでは工業化の程度や人口集中による都市化の進行状況などにかかなりの違いがあると考えられる。そこで、試みに東北と東京を含む南関東とについて各カテゴリーごとに比較してみると次のような点が指摘される。

イ、雇用環境では、雇用機会に大きな格差がみられるほか、能力開発では東北の方がやや上回る形になっている。これには、学生数・教員数比率など質的指標において南関東は教育のマスプロ化などの影響もあって水準が低くなっていることを反映しており、教育訓練の機会を示す量的指標では南関東は全国で最も高い水準を示している。なお、雇用の安定は東北が南関東より著しく低く、これには東北において季節労働者などの失業保険受給者が多いことが反映しているとみられる。

ロ、労働環境では、総じて差は小さいが、安全衛生で南関東が高く、労働時間で東北がやや高くなっている。労働時間では総時間数にはあまり差はないが質的指標としている所定外労働時間の割合が南関東はかなり高くなっていることが影響している。なお労使関係の安定は、東北が労働争議参加率、労働争議損失日数が低いいため南関東より高い水準になっている。

ハ所得資産では、所得で南関東がやや高く、資産はほぼ同水準となっている。所得では、賃金水準、規模別賃金格差とも南関東が高い。資産では、金融資産で南関東が高く、実物資産としての住宅では持家比率、持家スペースとも東北が高くなっており、これらが相殺し合って資産全体としてほぼ同じ水準になっている。

ニ、私的生活環境では、住居通勤で東北が高く、余暇で南関東が高い。住居通勤については、南関東では上下水道普及率で代表されるような都市的生活条件が比較的整っている反面、都市の過密化に伴って住宅難、通勤難など住居通勤事情の改善がすすんでいないことが反映している。また余暇では、教養娯楽費支出、書籍販売額など余暇活動の内容を示す指標で南関東が東北を上回っている。なお、健康安全では南関東が東北よりやや高い水準にあるが、その内容をみると、南関東は保健医療支出が多い反面、50歳未満の死亡率は低いこと、交通事故死傷者数(人口千人当り)は南関東が多いのに対し、交通事故による死亡の割合は東北が多いなど指標によって傾向が様々な形になっている。

ホ、以上は、45年時点における比較であるが、35～45年の変化をみると、雇用機会、雇用の安定で南関東と東北との格差が拡大しているのに対し、労使関係、資産、余暇などでは35年時点で低い水準にあった東北の上昇率が南関東を上回っており、格差縮小の傾向がふられる。

以上のように、南関東と東北とについて比較したところは、大都市地域を含む東海、京阪神とその他の地域の比較にもほぼ同様にあてはまると考えられる。ちなみに、京阪神と南九州とを比較してみると同様なことがいえる。

これらのほか、全ブロックの45年時点の各カテゴリの水準を概観すると、1)南関東、京阪神の所得水準が高いこと、2)東海、南関東、京阪神、近畿で雇用機会、雇用の安定の水準が高い反面、北海道、東北、四国、九州などでこれらの水準が低いこと、3)北関東、近畿、山陽、四国などで安全衛生がやや低い水準にあることが指摘できる。

第3表 地域別個別指標試算値

第3表 地域別個別指標試算値 (45年全国平均=100)

カテゴリー・ アイテム 年(年度)	C 1 能力開発			i 1 高校進学率			i 2 高校生徒数・ 教員数比率			i 3 大学進学率		
	35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
北海道	95.2	104.8	113.8	69.7	80.8	90.9	89.3	84.1	104.2	71.6	94.4	96.4
東北	89.4	99.8	105.8	58.7	74.4	88.5	94.8	88.0	102.7	56.1	76.0	71.3
北関東	82.1	93.1	100.7	64.2	81.2	98.1	87.4	84.2	101.4	45.3	72.7	78.2
南関東	88.3	92.1	98.4	83.0	98.1	110.3	77.9	72.5	93.0	85.1	122.7	109.7
北陸	82.0	99.1	106.6	62.6	83.5	100.4	88.2	82.7	105.0	63.4	89.5	94.5
東海	87.6	95.4	103.0	66.0	86.7	102.6	78.8	73.9	95.1	70.0	106.0	113.6
近畿	86.6	97.3	104.4	70.3	84.6	100.1	91.7	86.4	108.8	60.9	99.9	107.8
京阪神	88.4	92.0	97.6	81.8	93.7	107.9	80.1	76.5	98.7	80.5	123.9	119.6
山陰	91.3	102.0	113.9	66.2	83.5	98.4	98.3	89.3	112.1	62.0	86.4	104.9
山陽	96.3	101.0	105.9	82.3	97.8	110.0	88.0	83.4	106.3	66.7	105.4	108.9
四国	84.2	95.9	102.0	68.6	84.1	98.0	91.6	83.9	109.3	59.9	94.4	107.5
北九州	90.2	99.3	103.1	73.2	86.7	98.9	85.7	79.4	98.5	64.5	94.7	96.7
南九州	80.3	91.5	99.8	56.8	73.1	90.6	92.2	86.6	102.0	54.3	79.0	83.5

カテゴリー・ アイテム 年(年度)	i 4 大学学生数・ 教員数比率			i 5 職業訓練受講率			i 6 訓練生数・指 導員数比率			i 7 各種学校受講率		
	35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
北海道	208.5	200.6	162.9	71.0	116.0	137.7	98.6	79.1	100.0	126.5	103.6	93.9
東北	223.5	219.2	196.1	92.4	135.9	134.2	98.6	79.1	100.0	71.3	83.0	85.5
北関東	182.9	179.1	130.8	71.4	110.1	110.1	98.6	79.1	100.0	83.5	88.7	76.1
南関東	112.5	92.0	78.2	87.0	107.5	115.7	98.6	79.1	100.0	140.8	130.8	129.6
北陸	198.5	213.3	186.8	52.6	111.1	104.7	98.6	79.1	100.0	83.1	97.9	85.7
東海	172.7	163.0	142.9	63.5	76.7	79.0	98.6	79.1	100.0	149.2	145.2	116.0
近畿	210.5	212.1	193.5	48.6	56.0	52.2	98.6	79.1	100.0	112.8	147.5	103.4
京阪神	133.4	112.8	94.9	66.2	76.7	75.8	98.6	79.1	100.0	131.3	119.7	110.3
山陰	274.8	263.7	223.9	74.5	93.6	104.7	98.6	79.1	100.0	59.4	68.8	70.3
山陽	216.2	193.7	156.6	90.3	103.0	89.1	98.6	79.1	100.0	81.5	74.6	78.4
四国	185.5	174.4	164.9	54.6	94.4	74.0	98.6	79.1	100.0	101.7	108.5	82.5
北九州	169.2	167.3	126.7	79.2	108.7	100.2	98.6	79.1	100.0	109.3	112.8	87.0
南九州	174.2	170.9	153.3	64.7	92.6	96.1	98.6	79.1	100.0	61.3	86.2	62.7

ブロック	カテゴリー・ アイテム 年(年度)	i 8 各種学校生徒数・ 教員数比率			C 2 雇用機会			i 9 求人求職倍率			i 10 就職率		
		35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
北海道		82.1	118.6	146.7	80.8	83.1	83.2	68.1	69.9	63.9	95.9	98.7	108.2
東北		101.8	109.3	118.8	58.5	47.3	59.4	35.6	31.8	41.7	96.6	71.3	87.1
北関東		80.8	89.3	106.4	75.7	75.2	105.9	63.0	72.8	120.2	91.4	78.2	95.9
南関東		59.9	66.3	83.2	51.4	53.8	123.7	46.0	61.9	130.1	58.2	47.4	132.6
北陸		76.0	93.5	118.6	67.2	61.8	85.9	49.6	52.8	76.4	92.2	73.8	98.3
東海		62.6	76.8	96.2	80.7	86.7	161.2	89.8	112.6	246.4	73.2	66.9	106.5
近畿		80.7	87.6	121.0	65.6	72.9	124.5	63.2	80.5	144.2	70.2	66.6	109.4
京阪神		63.7	73.3	83.5	51.3	54.5	114.1	50.0	61.8	130.6	52.8	48.3	100.6
山陰		105.4	138.5	153.8	60.9	65.3	79.9	41.5	48.9	63.1	89.4	87.2	103.5
山陽		105.5	116.2	124.4	58.8	57.6	104.4	46.9	60.5	123.1	75.6	55.4	88.7
四国		74.4	86.5	112.1	65.0	46.7	64.8	45.0	39.7	71.3	91.9	55.6	79.9
北九州		81.4	97.1	132.9	42.2	41.6	63.2	31.0	33.9	61.5	57.6	51.0	65.2
南九州		106.9	115.2	154.3	44.0	37.7	52.0	26.9	27.9	40.4	72.0	51.0	67.0

ブロック	カテゴリー・ アイテム 年(年度)	C 3 雇用の安定			※ i 11 失業保険受給 資格決定率			※ i 12 失業保険支給 終了者数比率			C 4 安全衛生		
		35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
北海道		48.8	38.6	40.7	39.6	31.8	30.3	60.2	46.8	54.6	50.1	47.9	65.9
東北		63.2	56.3	71.1	59.5	50.9	62.3	69.8	64.0	84.1	81.9	87.8	106.5
北関東		106.7	121.1	203.6	153.4	114.3	148.0	78.8	129.2	286.1	87.1	102.1	95.4
南関東		122.7	160.9	271.1	183.0	168.6	203.7	83.1	155.5	367.6	94.1	113.3	116.0
北陸		75.3	75.9	104.3	79.2	63.9	88.0	72.1	90.3	124.4	89.4	90.0	127.5
東海		139.1	188.7	283.6	254.9	216.6	266.9	77.1	164.5	376.5	93.4	116.1	116.6
近畿		84.5	107.6	161.4	107.3	91.0	110.8	66.8	133.9	242.6	75.0	95.8	114.3
京阪神		100.0	119.4	187.4	151.6	130.7	174.4	66.5	109.2	201.8	85.5	102.9	105.4
山陰		75.7	77.4	133.9	70.6	60.7	83.0	81.3	99.2	219.6	78.3	90.4	132.2
山陽		89.7	100.3	160.0	111.1	92.9	114.9	72.4	108.5	224.4	81.7	91.7	98.7
四国		76.7	75.0	117.7	85.2	66.3	80.4	69.9	85.0	179.0	91.5	94.5	100.9
北九州		73.9	71.8	101.8	88.6	68.6	77.2	62.2	76.0	135.4	41.7	50.9	82.4
南九州		56.8	57.6	71.7	55.5	47.1	50.2	59.1	70.6	102.7	89.3	96.8	97.6

ブロック	年(年度)	※ i 13 度数率			※ i 14 死傷者1人平均労働損失日数			C 5 労働時間			※ i 17 総実労働時間数		
		35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
		カテゴリー・アイテム											
北海道		22.8	30.2	43.7	110.0	76.1	99.4	95.4	97.5	101.3	93.9	95.1	96.2
東北		98.8	118.7	121.8	69.0	68.6	95.5	101.7	114.6	117.8	94.5	97.8	101.6
北関東		118.4	134.5	139.9	65.7	83.3	67.5	98.5	116.6	111.2	92.5	98.5	101.3
南関東		89.7	127.1	132.6	99.0	101.9	102.9	87.3	100.2	97.6	91.9	97.3	100.7
北陸		121.8	166.0	157.6	66.5	49.6	111.9	99.9	122.7	118.6	92.7	97.8	100.7
東海		87.9	129.9	106.4	100.1	104.2	128.8	91.2	111.6	99.2	91.3	97.8	98.9
近畿		101.0	165.4	132.3	57.8	57.6	105.9	106.5	109.5	104.8	93.5	97.8	100.5
京阪神		78.4	115.4	94.9	95.4	92.4	118.2	87.8	102.0	96.4	92.0	97.4	99.8
山陰		121.0	174.4	162.2	51.1	47.1	109.6	105.0	113.4	120.5	93.1	99.0	103.1
山陽		107.1	112.6	119.5	68.2	77.5	83.9	88.6	98.8	91.8	92.8	97.0	98.5
四国		93.7	118.4	86.5	90.9	78.3	124.1	103.7	114.9	105.9	94.8	98.5	100.4
北九州		30.6	43.4	59.8	75.6	70.3	116.2	90.6	100.5	98.3	95.5	97.9	98.9
南九州		73.4	99.7	100.5	108.6	97.2	98.4	114.1	117.4	120.4	97.0	99.0	100.6

ブロック	年(年度)	※ i 18 労働時間に占める所定外労働時間の割合			C 6 労使関係の安定			i 19 労働組合組織率			i 20 労働協約適用率		
		35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
		カテゴリー・アイテム											
北海道		96.9	100.0	106.7	44.4	67.3	114.1	97.1	92.2	89.1	91.4	93.5	100.0
東北		109.8	134.2	137.2	104.8	98.9	130.3	94.8	104.2	96.7	91.4	93.5	100.0
北関東		105.8	138.5	123.7	86.6	78.9	82.2	89.6	99.2	94.8	91.4	93.5	100.0
南関東		83.2	103.5	94.8	78.1	101.9	92.0	81.7	97.4	103.0	91.4	93.5	100.0
北陸		107.6	154.2	139.9	100.5	84.6	95.3	101.7	109.6	102.6	91.4	93.5	100.0
東海		91.4	127.6	99.9	116.4	115.3	121.7	87.5	100.2	101.5	91.4	93.5	100.0
近畿		123.1	124.2	109.9	147.8	120.1	155.8	85.9	93.0	88.5	91.4	93.5	100.0
京阪神		84.0	107.2	93.4	90.8	78.8	115.7	104.1	105.6	103.8	91.4	93.5	100.0
山陰		118.5	129.9	140.9	75.2	88.6	124.5	84.0	96.0	94.1	91.4	93.5	100.0
山陽		84.6	100.7	95.8	90.2	89.8	105.1	98.5	106.2	100.8	91.4	93.5	100.0
四国		113.8	134.2	112.0	86.1	97.2	117.0	90.6	95.7	105.5	91.4	93.5	100.0
北九州		86.3	103.6	98.1	51.5	77.6	103.2	111.3	111.6	105.5	91.4	93.5	100.0
南九州		134.6	139.2	144.6	120.2	123.4	124.6	92.9	98.2	85.7	91.4	93.5	100.0

ブロック	年(年度)	※ i 21 労働争議参加率			※ i 22 労働争議損失日数			C 8 所得			i 31 賃金水準(実質)		
		35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
		カテゴリー・アイテム											
北海道		28.2	57.6	112.6	15.5	41.3	168.8	68.8	79.2	94.5	60.7	68.5	92.5
東北		109.3	106.5	162.5	136.4	115.5	210.6	60.7	73.4	86.6	50.6	59.9	79.3
北関東		64.5	64.7	69.6	116.0	72.4	75.0	62.3	74.9	92.6	47.5	56.9	85.7
南関東		71.3	118.5	84.5	85.7	113.6	89.4	74.1	88.2	107.9	61.6	74.3	110.3
北陸		117.2	82.7	88.0	107.6	62.3	98.0	63.4	74.5	92.7	48.2	57.4	85.2
東海		161.9	160.0	148.1	145.4	124.6	149.9	67.1	80.5	99.7	49.8	62.7	95.4
近畿		243.2	176.8	242.2	422.7	153.0	302.7	66.9	81.9	97.5	49.8	65.0	92.5
京阪神		86.5	77.3	133.6	85.6	51.3	131.4	74.5	87.4	107.0	62.5	74.6	109.0
山陰		43.4	92.6	146.0	113.3	77.2	183.2	59.0	70.7	84.2	45.6	54.0	74.4
山陽		78.6	104.1	142.5	120.6	67.9	98.7	66.0	78.5	95.8	56.7	67.9	97.8
四国		102.7	101.5	174.0	79.4	114.1	125.5	61.6	74.9	90.4	48.0	59.9	83.5
北九州		39.5	66.8	109.6	27.1	57.0	101.2	65.7	76.4	90.4	60.4	68.3	91.9
南九州		147.2	188.3	172.8	202.7	150.2	171.2	59.8	71.0	84.0	49.1	58.9	76.5

ブロック	年(年度)	i 32 規模別賃金格差			C 9 資産			i 33 金融資産残高(実質)			i 34 金融資産対年収比		
		35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
		カテゴリー・アイテム											
北海道		77.9	91.5	96.5	53.3	65.1	78.7	35.0	48.0	64.5	54.5	67.9	77.6
東北		73.3	90.1	94.8	55.7	68.7	95.3	27.6	40.8	77.8	44.4	55.2	78.2
北関東		82.0	98.8	100.1	73.9	95.3	103.5	49.6	88.8	98.2	78.7	98.0	90.5
南関東		89.5	105.1	105.9	79.1	97.3	94.8	72.1	125.8	115.6	99.6	124.0	98.7
北陸		83.8	96.9	100.7	78.5	96.9	110.7	42.9	67.6	89.9	69.6	86.7	85.9
東海		90.4	103.4	104.3	64.4	78.5	106.0	36.4	57.6	109.5	55.9	69.6	101.7
近畿		90.1	103.3	103.2	71.8	89.4	112.6	43.9	73.2	111.5	69.3	86.3	110.1
京阪神		89.0	102.6	105.1	65.2	79.7	96.6	46.2	75.4	111.2	74.5	92.8	107.7
山陰		76.3	92.5	95.3	52.7	65.6	103.1	22.0	34.6	85.3	36.8	45.8	83.7
山陽		77.1	90.9	93.9	67.7	83.9	108.4	40.9	64.5	104.5	64.8	80.7	109.4
四国		79.4	94.1	98.1	73.6	91.1	100.1	45.2	71.1	87.7	82.6	102.9	92.3
北九州		71.7	85.7	89.3	56.3	70.9	105.7	34.6	55.5	112.9	56.3	70.0	121.0
南九州		72.7	85.9	92.3	48.2	59.2	93.4	20.9	33.5	85.8	37.8	47.0	91.0

ブロック	年(年度)	i 35 持家比率			i 36 持家スペース (1人当り畳数)			C10 住居通勤			※ i 37 通勤費支出(実質)		
		35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
北海道		64.0	64.9	70.7	66.3	85.1	108.6	90.6	97.3	117.6	124.5	91.7	109.6
東北		116.3	116.5	127.6	70.1	87.8	107.6	103.2	108.3	115.8	281.4	188.4	117.2
北関東		119.0	121.5	131.8	69.1	83.5	99.7	85.2	93.1	106.2	182.6	139.4	133.7
南関東		101.5	86.1	82.7	56.1	70.5	88.0	77.7	80.9	88.9	110.0	87.4	84.2
北陸		146.6	145.4	154.5	90.7	107.5	127.5	100.8	103.7	123.2	186.0	124.0	118.6
東海		119.1	111.2	110.8	72.5	87.0	104.6	115.6	112.3	111.1	191.5	133.6	111.1
近畿		125.5	124.6	129.1	73.5	86.6	105.0	86.4	90.5	94.2	170.4	133.6	103.5
京阪神		84.4	76.6	77.0	64.5	78.6	96.7	69.8	96.5	105.7	165.9	125.1	104.4
山陰		133.9	136.0	148.3	72.3	86.9	107.0	101.3	107.9	110.1	264.0	215.3	137.6
山陽		110.7	108.4	111.3	72.7	88.8	109.0	102.5	80.2	97.8	202.4	137.9	152.0
四国		121.3	119.6	124.5	65.9	80.1	100.5	102.8	105.5	119.7	251.5	203.2	194.5
北九州		88.8	91.0	101.4	60.1	73.6	91.6	93.1	90.5	100.4	215.2	142.3	125.9
南九州		120.1	114.6	113.8	57.3	69.2	85.9	94.1	97.0	111.0	277.0	206.2	167.7

ブロック	年(年度)	※ i 38 通勤混雑度 (定期旅客比率)			i 39 1人当り住 宅スペース			i 40 上下水道普及率			C11 健康・安全		
		35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
北海道		151.5	154.5	188.6	68.0	85.1	106.6	52.6	74.3	86.7	117.3	112.1	101.8
東北		128.7	132.9	169.4	75.4	93.3	114.2	48.3	64.2	81.7	135.8	124.5	104.6
北関東		104.2	102.5	122.8	74.9	89.5	106.7	42.5	62.5	79.0	122.8	111.9	92.3
南関東		75.3	72.4	78.1	57.8	69.4	85.4	82.3	102.0	116.0	116.4	121.5	110.0
北陸		119.5	122.4	175.1	98.1	115.5	137.0	50.9	71.2	86.3	134.5	118.9	101.3
東海		169.5	142.8	117.6	76.4	89.3	106.5	82.1	102.3	111.3	110.2	108.9	98.3
近畿		89.8	84.2	90.9	78.5	91.2	109.6	50.1	70.8	84.6	110.5	104.0	95.3
京阪神		94.8	93.3	109.7	63.7	74.8	90.6	97.3	99.5	123.0	111.6	116.9	106.0
山陰		99.7	101.2	121.8	79.0	94.1	115.5	52.9	67.9	77.7	143.6	113.2	100.2
山陽		142.3	160.0	234.6	76.1	90.7	109.4	50.9	68.1	81.9	117.7	112.0	94.6
四国		99.7	93.4	119.4	71.3	85.8	106.4	63.2	77.2	87.1	119.8	117.2	93.3
北九州		102.7	95.3	112.9	61.1	74.7	92.9	59.2	71.4	84.4	118.3	117.0	106.0
南九州		119.9	113.7	135.3	62.6	74.7	92.0	38.3	59.5	74.9	141.9	125.2	105.8

年(年度)	※ i 41 保健医療費支出(実質)			※ i 42 50才未満死亡率			※ i 43 交通事故死傷者数			※ i 44 交通事故死傷者のうち死亡の占める割合		
	35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
北海道	225.1	137.1	116.7	64.6	86.0	96.5	635.0	370.0	112.0	20.5	36.2	85.0
東北	246.1	162.3	117.9	60.6	84.4	94.1	746.3	389.5	138.3	31.8	47.0	79.7
北関東	237.7	166.6	99.9	68.1	87.0	95.3	426.7	246.6	100.4	33.2	45.2	77.5
南関東	199.3	134.5	84.7	78.9	104.5	114.9	215.5	199.0	117.4	65.3	86.4	136.2
北陸	256.5	178.5	111.9	67.9	85.0	98.5	660.9	279.1	106.1	28.9	48.0	94.7
東海	234.2	137.2	96.5	72.0	96.6	107.7	238.2	155.0	94.8	37.6	71.2	95.2
近畿	251.4	160.9	105.1	74.2	85.3	100.0	303.7	175.4	83.2	30.8	49.7	99.3
京阪神	219.0	146.1	92.3	71.2	94.4	106.8	186.9	170.2	86.8	54.6	80.5	149.3
山陰	290.5	170.7	116.3	63.5	79.4	88.3	602.0	336.7	115.3	39.1	36.3	87.0
山陽	245.0	161.3	104.6	64.2	86.5	97.6	336.4	234.1	83.9	36.5	49.0	101.3
四国	253.5	171.8	113.5	61.6	80.4	84.5	501.2	340.5	101.8	27.9	44.9	81.5
北九州	233.3	175.8	113.1	60.2	79.1	91.2	390.6	225.4	92.5	37.0	63.2	141.6
南九州	279.2	169.3	119.1	58.0	77.9	84.6	855.2	319.2	115.9	31.5	58.9	109.2

年(年度)	C12 余暇			i 45 年間余暇時間数(非労働時間)			i 46 教養娯楽費支出(実質)			i 47 テレビ普及率		
	35	40	45	35	40	45	35	40	45	35	40	45
北海道	52.4	80.3	95.3	98.1	98.2	98.6	70.7	79.3	82.6	34.5	91.1	102.8
東北	42.7	75.7	91.9	98.3	99.2	100.5	59.5	72.2	92.3	25.2	103.4	111.3
北関東	48.5	80.2	99.9	97.6	99.5	100.4	66.6	79.1	103.0	32.4	110.1	115.0
南関東	60.4	82.3	106.2	97.3	99.1	100.2	73.3	82.1	116.0	55.1	84.8	90.2
北陸	50.9	79.2	103.3	97.6	99.2	100.2	63.6	72.0	104.8	43.5	112.4	116.5
東海	55.1	82.5	104.7	97.1	99.2	99.6	62.3	80.6	108.9	50.5	108.2	108.0
近畿	51.3	75.5	93.5	97.9	99.2	100.2	75.0	88.9	103.7	40.6	99.6	100.5
京阪神	60.1	79.0	104.3	97.4	99.1	99.9	60.2	67.2	110.3	62.7	89.6	89.5
山陰	41.4	76.4	97.5	97.7	99.6	101.0	61.8	80.7	96.3	18.6	100.1	110.4
山陽	48.2	81.6	100.6	97.6	98.9	99.5	62.3	91.4	104.6	34.3	94.8	103.1
四国	40.4	70.5	94.4	98.5	99.4	100.1	57.9	76.6	107.8	26.8	87.1	99.0
北九州	47.6	77.8	94.0	98.7	99.2	99.6	60.1	73.1	94.8	37.6	91.4	103.0
南九州	33.8	65.7	84.8	99.3	99.7	100.2	52.3	70.4	85.1	16.2	83.8	102.9

カテゴリー・ アイテム		i 48 1人当り書籍販売額		
		年(年度)		
ブロック		35	40	45
北	海	31.5	58.6	98.5
東	北	22.6	44.9	82.8
北	関	27.3	48.2	85.1
南	関	34.8	69.4	125.3
北	陸	25.4	49.3	93.8
東	海	30.5	54.4	103.9
近	畿	19.0	37.4	73.6
京	阪	36.0	65.7	122.3
山	陰	27.0	42.5	84.8
山	陽	26.2	51.9	95.9
四	国	18.0	37.3	76.2
北	九	23.8	47.2	79.4
南	九	16.2	31.9	59.2

- (注) 1) ブロック区分
 東北=(青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島)
 北関東=(茨城, 栃木, 群馬, 山梨, 長野)
 南関東=(埼玉, 千葉, 東京, 神奈川)
 北陸=(新潟, 富山, 石川, 福井)
 東海=(岐阜, 静岡, 愛知, 三重)
 近畿=(滋賀, 奈良, 和歌山)
 京阪神=(京都, 大阪, 兵庫)
 山陰=(鳥取, 島根)
 山陽=(岡山, 広島, 山口)
 四国=(徳島, 香川, 愛媛, 高知)
 北九州=(福岡, 大分, 佐賀, 長崎)
 南九州=(熊本, 宮崎, 鹿児島)
- 2) 第1表(注)1), 2)に同じ。

第4表 都道府県別指数による個別指標変動係数

第4表 都道府県別指数による個別指標変動係数 (単位 %)

カテゴリー	アイテム	年 (年度)		
		35	40	45
C 1 能力開発	i 1 高校進学率	14.8	11.9	7.9
	i 2 高校生徒数・教員数比率	7.5	7.4	6.8
	i 3 大学進学率	20.5	20.9	19.5
	i 4 大学学生数・教員数比率	24.2	29.7	32.1
	i 5 職業訓練受講率	35.8	34.5	34.2
	i 7 各種学校受講率	39.3	36.0	34.4
	i 8 各種学校生徒数・教員数比率	24.8	27.5	24.2
	C 2 雇用機会	i 9 求人倍率	37.8	44.5
i 10 就職率		22.5	24.9	25.5
C 3 雇用の安定	i 11 失業保険受給資格決定率	55.9	56.7	60.1
	i 12 失業保険支給終了者数比率	15.3	40.7	64.4
C 4 安全衛生	i 13 度数率	35.5	36.4	30.1
	i 14 死傷者1人平均労働損失日数	36.0	33.5	39.4
C 5 労働時間	i 17 総実労働時間数	3.7	3.6	2.9
	i 18 労働時間に占める所定外労働時間の割合	24.1	17.5	21.5
C 6 労使関係の安定	i 19 労働組合組織率	13.5	13.1	14.6
	i 21 労働争議参加率	70.3	52.7	45.8
	i 22 労働争議損失日数	120.1	65.5	67.6
C 8 所得	i 31 賃金水準 (実質)	25.0	10.1	12.3
	i 32 規模別賃金格差	9.6	7.3	5.4
C 9 資産	i 33 金融資産現在高 (実質)	36.0	40.3	16.7
	i 34 金融資産現在高対年収比	34.0	33.8	15.5
	i 35 持家比率	16.4	18.0	19.8
	i 36 持家スペース (1人当り畳数)	15.9	14.6	13.1
C 10 住居・通勤	i 37 通勤費支出 (実質)	42.3	46.2	44.7
	i 38 通勤混雑度 (定期旅客比率)	25.5	26.6	34.0
	i 39 1人当り住宅スペース	16.2	15.8	14.4
	i 40 上下水道普及率	36.7	24.8	19.7
C 11 健康・安全	i 41 保健医療費支出 (実質)	12.8	14.8	13.3
	i 42 50才未満死亡率	10.6	9.7	10.4
	i 43 交通事故死傷者数	48.4	37.1	24.4
	i 44 交通事故死傷者のうち死亡の占める割合	38.3	30.7	29.7
C 12 余暇	i 45 年間余暇時間数 (非労働時間)	2.1	0.4	1.1
	i 46 教養娯楽費支出 (実質)	15.1	12.7	13.3
	i 47 テレビ普及率	39.5	11.0	7.9
	i 48 1人当り書籍販売額	22.8	23.6	23.0

昭和47年労働経済の分析 参考資料

3. 地域別勤労者福祉指標

2. 地域別にみた福祉水準とその変化

(2) ブロック別比較

(参考)個別指標の推計方法

個別指標の原系列の推計に用いた資料の出所および推計方法は以下のとおりである。

I 雇用環境

C1 能力開発

i1 高校進学率,i2 高校生徒数教・教員数比率,i3 大学進学率,i4 大学学生数・教員数比率—文部省「学校基本調査」 i5 職業訓練受講率—労働省職業訓練局調べ。受講率とは労働力人口に対する職業訓練生数(公共職業訓練および認定職業訓練の合計)の割合。

i6 訓練生数・指導員数比率—労働省職業訓練局調べ。全国数値を一律に使用した。

i7 各種学校受講率,i8 各種学校生徒数・教員数比率—文部省「学校基本調査」

C2 雇用機会

i9 求人倍率—労働省「職業安定業務統計」。求人倍率は求人数/求職数。求人数,求職数とも学卒(中学,高校)と一般の和を用いた。ただし,一般の求人数,求職数は職業安定業務統計から得られる求人数,就職数の7.92倍とした。

7.92は一般入職者の職業安定機関利用率の逆数(労働省「雇用動向調査」昭和44年)である。

i10 就職率—労働省「職業安定業務統計」。就職率は就職者数/求職者数。

C3 雇用の安定

i11 失業保険受給資格決定率—労働省「失業保険事業年報」。受給資格決定率は受給資格決定件数/被保険者数。

i12 失業保険支給終了者数比率—労働省「失業保険事業年報」。支給終了者数比率は支給終了者数/受給資格決定件数。

II 労働環境

C4 安全衛生

i13 度数率,i14 死傷者1人平均労働損失日数—労働省「労働災害動向調査」。

度数率は延100万労働時間当り死傷者数。なお,35年数値は38年の全国対都道府県別格差を用いて推計した。

C5 労働時間

i17 総実労働時間数,i18 労働時間に占める所定外労働時間の割合—労働省「毎月勤労統計調査」(産業計,規模30人以上)。

C6 労使関係の安定

i19 労働組合組織率,i20 労働協約適用率—労働省「労働組合基本調査」,総理府統計局「国勢調査」。組織率は労働組合員数/雇用労働者数。適用率は労働協約締結可能組合員数に対する労働協約適用組合員数の比率であるが,全国数値を一律に使用した。

i21 労働争議参加率,i22 労働争議損失日数-労働省「労働争議統計調査」,「労働組合基本調査」。参加率は労働争議行為参加人員/労働組合員数,損失日数は組合員千人当りの日数である。なお,35年の数値は,37年の全国対都道府県別格差を用いて推計した。

III 所得資産

C8 所得

i31 賃金水準(実質)-労働省「毎月勤労統計」(産業計,規模30人以上),総理府統計局「消費者物価指数」。現金給与総額を県庁所在都市別消費者物価総合指数(45年基準)により実質化した。

i32 規模別賃金格差-労働省「賃金構造基本統計調査」。賃金格差は,規模10人以上を100とする規模10~99人の産業計,定期給与の割合。

C9 資産

i33 金融資産現在高(実質)—総理府統計局「貯蓄動向調査」,「全国消費実態調査」,「家計調査」。府県別の勤労者世帯貯蓄現在高を「全国消費実態調査」(44年11月)からとり,これに貯蓄純増(家計調査)を加減して45年末,40年末の貯蓄現在高を推計し,これを「貯蓄動向調査」のブロック別数値のベースに転換した。

35年の数値はi44の年収比と実収入から逆算した。実質化には県庁所在都市別消費者物価総合指数を用いた(i37,i41,i46も同じ)。

i34 金融資産現在高対年収比-総理府統計局「貯蓄動向調査」,「家計調査」。

「家計調査」による実収入を「貯蓄動向調査」のブロック別数値のベースに転換し,i33の貯蓄現在高を除いて年収比を算出した。35年数値は40年の全国対都道府県別格差を用いて推計した。i35 持家比率,i36 持家スペース-総理府統計局「国勢調査」。持家スペースは1人あたり畳数。

IV 私的生活環境

C10 住居通勤

i37 通勤費支出(実質)-総理府統計局「家計調査」。1世帯当り定期代支出を実質化した。35年数値は38年の全国対都道府県別拡差を用いて推計した(i41,i46も同じ)。

i38 通勤混雑度(定期旅客比率)-日本国有鉄道「鉄道統計年報」。国鉄管理局別に定期の輸送入キロの占める割合を算出し,最寄の管理局の数値を府県別数値とした。

i39 1人当り住宅スペース-総理府統計局「国勢調査」。住宅スペースは1人当り畳数。

i40 上下水道普及率-厚生省および建設省調べ。上水道と下水道の相加平均。

C11 健康・安全

i41 保健医療費支出(実質)-総理府統計局「家計調査」。

i42 50才未満死亡率-厚生省「人口動態統計」。

i43 交通事故死傷者数,i44 交通事故の死傷者のうち死亡の占める割合-警察庁調べ。

C12 余暇

i45 年間余暇時間数-i17の労働時間を開いて年間の非労働時間を推計した。

i46 教養娯楽費支出(実質)-総理府統計局「家計調査」 i47 テレビ普及率-普通世帯数(国勢調査)に対するテレビ受信契約世帯数(NHK調べ)の割合。

i48 1人当り書籍販売額-総理府統計局「国勢調査」,通産省「商業統計表」。

40年販売額は39年,41年の単純平均。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

4. 主要国の雇用者所得比率の推計資料について

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

昭和47年労働経済の分析 参考資料

(1) 雇用者所得の推計

工業および商業における賃金、俸給は、労働力調査、賃金率変動に関する諸調査、失業統計、工業および商業関係事業所における労働者数および実労働時間数に関する資料とから推計している。鉱業における賃金は労働省鉱業部局による各月調査から、農業における賃金は労働省の調査から、鉄道については年報の人件費から、また、公共部門については、予算資料から国家公務員の賃金をとF)、地方公務員の賃金については推計によって得ている。

Bernonvilleは、以上の賃金・俸給額に大蔵省の公表資料によって推計した国家警察および軍隊の退職年金および遺族年金と県・市職員、鉄道職員の退職金とを加えて雇用者所得を推計している。

第9表 Krelleの資料による雇用者所得比率

第9表 Krelle の資料による雇用者所得比率

年	国内所得	雇用者所得	雇用者所得比率
	百万ライヒスマルク	百万ライヒスマルク	%
1925	57,397	33,747	58.8
1926	60,050	34,815	58.0
1927	67,285	38,880	57.8
1928	72,395	42,621	58.9
1929	72,297	43,045	59.5
1930	66,199	39,851	60.2
1931	53,794	33,378	62.1
1932	42,697	26,711	60.3
1933	44,049	25,960	59.0
1934	50,443	29,183	57.8
1935	56,849	32,252	56.7
1936	63,599	35,260	55.5
1937	71,477	38,907	53.4
1938	79,798	42,958	53.9
1939	87,187	46,450	53.4
	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	
1950	74,504	44,038	59.1
1951	91,206	53,401	58.5
1952	101,440	59,443	58.6
1953	108,912	65,521	60.2
1954	117,025	71,737	61.3
1955	134,274	81,710	60.9
1956	147,901	91,790	62.1
1957	160,257	99,940	62.3
1958	168,300	108,260	64.3

資料出所 注9参照

第10表 統計年報による雇用者所得比率

第10表 統計年報による雇用者所得比率

(単位 百億マルク, %)

年	国民所得	雇用者所得	雇用者所得比率
1925	34.0	20.4	59.9
1926	35.6	21.0	59.0
1927	39.9	23.5	58.8
1928	42.9	25.9	60.3
1929	42.9	26.5	61.9
1930	39.3	24.9	63.3
1931	31.9	20.6	64.6
1932	25.3	15.6	61.8
1933	26.1	15.6	59.8
1934	29.9	17.5	58.7
1935	33.7	19.2	56.9
1936	37.9	21.1	55.6
1937	42.4	23.4	55.2
1938	47.3	26.0	54.9
1950	76.3	44.0	57.7
1951	94.1	53.4	56.7
1952	100.5	59.4	59.1
1953	107.9	65.5	60.7
1954	117.7	71.7	61.0
1955	135.1	81.7	60.5
1956	149.0	91.8	61.6
1957	160.8	99.9	62.2
1958	168.9	108.3	64.1

資料出所 "Statistisches Jahrbuch" 1959

昭和47年労働経済の分析 参考資料

(2) 国民所得の推計

国民所得については、上記の雇用者所得の推計値に、財産所得、農業所得、商業および工業の収益ならびに自由業所得についてそれぞれ推計した値を加えて推計している。

財産所得のうち、動産による所得は、有価証券に関する税務統計と国庫基金、国庫証券の予算に関する資料にもとづいて算出している。建築物、不動産による所得は、直接税事務所が公表する不動産の標準賃貸価格によって推計している。

農業所得は1929年の農業調査によって、家畜飼料として使われる穀物を差し引いた穀物生産物に、家畜生産高を加え、総生産高を推計し、それ以降の農業所得は、年報によって得ている。

商業および工業の収益は、表示税額実施に関する財政統計 (les statistiques fiscales concernant l'application de l'impôt cédulaire, によって推計し、自由業所得については直接税事務所の商業、荷役業および事務職を除く職業の所得税に関する資料によって推計している。

第11表 Bernonvilleの国民所得推計

第11表 Bernonville の国民所得推計 (単位 10億フラン)

年	賃金・俸給	財産所得		農業所得	工業・商業収益	自由業収入	年金・退職金	合計
		動産所得	不動産所得					
1913	15.7	4.5	2.6	8.4	4.0	0.6	0.5	36
1920	57.4	11.8	3.5	18.5	14.6	1.9	2.9	110
1921	58.7	14.7	4.2	18.6	13.6	2.0	3.2	115
1922	58.0	15.8	5.2	18.1	16.6	2.2	3.3	119
1923	62.9	18.4	6.1	20.9	19.6	2.4	3.5	134
1924	74.0	21.4	7.0	23.3	22.3	2.6	3.9	155
1925	79.5	24.1	7.8	29.2	23.4	2.9	5.6	172
1926	92.7	28.0	9.0	39.5	28.2	3.4	7.5	208
1927	95.1	26.3	10.0	39.9	27.5	3.6	7.8	210
1928	103.0	26.8	11.0	43.1	29.5	4.0	9.3	227
1929	115.6	28.3	12.0	44.8	29.0	4.3	11.2	245
1930	122.2	28.8	13.3	35.2	26.7	4.4	12.2	243
1931	116.8	27.5	14.0	30.7	21.5	4.3	14.0	229
1932	105.9	22.6	14.0	26.5	18.5	4.3	14.0	208
1933	101.1	22.3	13.5	26.0	17.8	4.0	14.5	199
1934	92.8	22.8	13.0	20.5	16.5	3.9	14.4	184
1935	86.5	21.2	12.5	18.5	13.5	3.8	13.6	172
1936	96.1	21.5	12.0	26.0	16.5	3.8	13.3	189

資料出所 注10参照

第12表 フランスの分配国民所得の推計

第12表 フランスの分配国民所得の推計

(単位 %)

年	雇⽤者所得	個人業主所得	利子・配当 所得	賃貸料所得	粗法人留保
1913	44.6	33.1	12.4	7.2	2.8
1920—29	50.4	29.1	12.7	4.5	3.3
1929—38	56.2	23.7	11.6	6.0	2.5

資料出所 注1参照

- 注 1. Simon Kuznets, "Quantative Aspects of the Economic Growth of Nations".
2. James Jeffery and Dorothy Walters, "National Income and Expenditure of the United Kingdom".
3. A.R. Prest, "National Income of the United Kingdom, 1870—1946", *The Economic Journal*, March 1948.
4. A.L. Bowley, "Tests of National Progress", *The Economic Journal*, September 1904.
5. Agatha Chapman, "Wages and Salaries in the United Kingdom, 1920—1938".
6. Irving B. Kravis, "Relative Income Shares in Fact and Theory", *The American Economic Review*, December 1959.
7. D. Gale Johnson, "The Functional Distribution of Income in the United States", *The American Economics and Statistics*, May 1954.
8. "New Estimates of National Income, 1946—57", *Survey of Current Business*, July 1958.
9. Wilhelm Krelle, "Verteilungstheorie"
10. Duge de Bernonville, "Les Revenues Privé", *Revue d' Economnc Politique*, Mai-Juin 1937.

昭和47年労働経済の分析 参考資料

(2) 国民所得の推計

1. イギリスの雇用者所得比率

イギリスの1860年代から1940年代までの雇用者所得比率は,Phi111sDeaneの推計を使用したクツネツツの資料(注1)によった。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

(2) 国民所得の推計

1. イギリスの雇用者所得比率

(1) 国民所得の推計

イ Phillis Deaneの推計

DeaneはPrestの推計と政府の「白書」「青書」によって国民所得を推計している。Prestの推計についてはJefferyとWalters(注2)による法人企業利益,非利益団体の収入および社会保険料負担の推計によって修正を加えてある。

ロ Prestの推計(注3)

Prestは賃金所得,中間所得(intermediateincome),地代・利子・利潤所得および免税・脱税分について推計を行ない,それぞれの推計値を合計して1870年から1914年までの国民所得を推計している(第1表)。

このうち賃金所得については,Bowleyの推計((2),イ参照)をそのまま使用し,中間所得については,1880年と1911年のBritishAssociationEnquiriesの数値と,それに基づくBowleyの1912年,13年の推計値を使用し,その間の年の中間所得については1880年から1911年までのトレンドを一定として推計し,1870年~80年の間は,Clarkの主張にもとずいて不変と仮定し,1914年は13年の値に等しいと仮定している。

Prestは地代,利子,利潤所得については,税務統計を使ってかなりめん密な推計をしている。

税務統計上は,A土地および建物の所有による収益,B土地の占有による収益,C国債による収益(profits),D営業収益および自由業者所得,E役員報酬の5つに分類されている。

このうちAについては,土地,建物の評価換えの年以外の年の所得が過少評価されるので,住居課税統計年報によって,毎年の推移を出して,Aの値を修正し,これに免税点以下の所得や空屋,修善費などについての修正を加えている。

Bについては,農業所得が,固定的な地代所得にもとづいて課税されているため,真の利益を反映していない点を,年年の農業生産額についてのTinbergenの推計値によって修正している。

Cについては,純国民所得を得るため,国内歳入報告書によって国債利子(interest)を得,これを収益(profit)からさしひいた。

Dは,課税方法上,さらに,1年前の年間所得に課税されるもの,当該年の年間所得に課税されるもの,過去3年間の平均年間所得に課税されるものおよび過去5年間の平均年間所得に課税されるものの4種類に分けられている。

このうち,過去3年間の平均年間所得に課税されるものとしては,Dの大部分を占める営業所得,自由業者の所得が含まれる。これらの所得については,まず3カ年移動平均をもとの数値にもどし,税法上の変更についてStampが行なった修正をもとにして修正を加えている。さらに,税法上の損失の生じた場合や利益が少なかった場合の取扱いや新会社設立や会社解散時の課税方法などを考慮し,こうして得た数字をすべて1年前にずらして推計している。

また,過去5カ年の平均年間所得に課税するものは,鉱業における所得であるが,これは5カ年平均の数字をも

との年の所得にもどした上で,Stampの1888年から1915年までの年々の鉱業の所得についての資料によって検定している。

D全体の所得は,以上のように課税方法によって4つに分類された所得の推計を合計して得ている。

Eについては,このうち過去3年の平均年間所得に課税されるものについては,実際に所得のあった年の所得に修正しなければならないが,この額は,少額にすぎず,未修正でも大きい影響はないと判断して,税務統計上の数字をそのまま使用している。

最後に,免税や脱税によって税務統計では把握できない所得を推計し,上記で得た数値に加えている。

免税については,Stampによると農業所得に対する課税方法によるものが最も大きい要素であるが,prestの行なった農業所得の推計は,これをほとんどカバーしている。

脱税については,営業所得に関するものがとくに多いと考えられるが,ことの性質上,推定による以外はないとし,1864年の申告所得と減価償却費の算定基礎となった所得との差が52%に達していることを例示して,いかにこの問題が国民所得の推計上重大であるかを指摘している。Prestは,この1864年の調査と,,1880年と1913年についてBowleyが推計した所得とを使ってトレンドを出し,これによって,税務統計では把握できない所得を推計している。

このようにして推計した賃金所得,中間所得,および賃貸料,利子,利潤所得を合計して国民所得を推計しているが,この数値についてPrestはつぎのような誤差の存在を認めている。

まず,この数値は,1)慈善事業,病院,共済組合の所得を含んでいないこと,2)農業センサスによる所得とここで用いた農業所得との間にわずかながら差があること,3)協同組合の余剰蓄積分が課税されないため除れていること,4)家事使用人等に対する現物給付等が除かれていること,5)生命保険会社の課税方法が所得を過少評価していること,などは国民所得全体を過少評価する要因となっていることを指摘している。また,在外兵や船員の所得,在外居住者からの送金が課税対象となっているため,この点では国民所得を過大評価することとなっていることを指摘し,この過少評価要因と過大評価要因とが相殺して誤差はあまり大きくないとしている。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

(2) 国民所得の推計

1. イギリスの雇用者所得比率

(2) 雇用者所得の推計

Deaneは、下記のBowleyとChapmanの推計によって雇用者所得を推計している。

第1表 Prestの国民所得推計

第1表 Prest の国民所得推計

(単位 百万ポンド)

年	賃 金	中間所得	利 潤 等	免税・脱税分	合 計
1870	365	120	356	88	929
1871	390	120	381	96	987
1872	440	120	389	92	1,041
1873	485	120	432	96	1,133
1874	470	120	451	92	1,133
1875	465	120	424	76	1,085
1876	460	120	432	76	1,088
1877	460	120	437	76	1,093
1878	440	120	445	66	1,071
1879	430	120	406	64	1,020
1880	439	120	454	60	1,073
1881	453	126	470	64	1,113
1882	484	133	474	65	1,156
1883	486	139	496	63	1,184
1884	466	145	467	58	1,136
1885	452	151	458	57	1,118
1886	446	158	474	57	1,135
1887	471	164	472	57	1,164
1888	504	170	513	59	1,246
1889	558	176	535	64	1,333
1890	586	183	565	65	1,399
1891	583	189	552	62	1,386
1892	573	195	536	57	1,361
1893	571	201	507	51	1,330
1894	579	208	538	52	1,377
1895	592	214	580	56	1,442
1896	614	220	582	54	1,470
1897	626	226	612	55	1,519
1898	658	233	654	56	1,601
1899	685	239	688	60	1,672
1900	725	245	726	59	1,756
1901	719	251	699	55	1,724
1902	705	258	723	52	1,738
1903	706	264	694	50	1,714
1904	686	270	738	48	1,742
1905	700	276	791	51	1,818
1906	732	283	871	53	1,939
1907	779	289	915	52	2,035
1908	736	295	851	44	1,926
1909	742	301	888	42	1,973
1910	774	308	939	42	2,063
1911	802	314	984	40	2,140
1912	832	330	1,067	39	2,268
1913	857	340	1,134	37	2,368
1914	863	340	1,034	29	2,266

資料出所 注3参照

第2表 Bowleyの賃金額についての推計

第2表 Bowleyの賃金額についての推計

年	平均賃金率指数	不就労時間の割合	修正賃金率指数	賃金支払総額 (百万ポンド)
1860	60	1.9	61	300
1861	60	2.9	61	300
1862	60	4.3	60	300
1863	62	2.7	63	310
1864	62	1.8	63	320
1865	64	1.4	66	340
1866	68	2.9	69	350
1867	68	4.9	67	350
1868	66	4.6	66	340
1869	66	4.0	66	350
1870	68	2.7	69	365
1871	71	1.4	73	390
1872	78	1.0	81	440
1873	86	1.1	88	485
1874	83	1.5	85	470
1875	82	1.9	83	465
1876	81	2.6	82	460
1877	80	3.0	81	460
1878	77	4.3	77	440
1879	75	5.4	73	430
1880	75	3.3	75	440
1881	75	2.2	76	455
1882	77	2.2	78	470
1883	77	2.2	78	470
1884	77	7.4	74	450
1885	76	9.0	72	440
1886	75	9.5	71	440
1887	76	7.7	73	455
1888	80	4.7	79	500
1889	82	2.1	83	530
1890	84	2.1	86	550
1891	86	3.5	86	555
1892	87	6.3	84	545
1893	87	7.5	83	545
1894	88	6.9	85	560
1895	87	5.8	85	580
1896	88	3.4	89	595
1897	89	3.5	89	605
1898	94	3.0	94	650
1899	96	2.4	98	675
1900	101	2.9	102	710
1901	100	3.8	100	705

資料出所 注4参照

イ Bowleyの推計

(注4)Bowleyは、商務省の推計を使って賃金率指数を作成し、休日や病気による欠勤が年に6週間あり、就業人口の10%が平均賃金率の約半分を稼得する臨時雇用者であると仮定して、この指数に修正を加えている。賃金総額は、この修正を加えた指数と1886年の賃金センサスによる賃金額に商業における賃金額を加えた数値とを乗じて推計している(第2表)。

ロ Chapmanの推計

(注5)Chapmanは、産業別に賃金俸給を推計し、それを合計して全体の賃金俸給額を推計しているが、推計の

原則は以下のとおりである。

(イ)チップ、サブジョブによる収入等は理論的には含めるべきだが資料がないため含まれていない。

(ロ)ガス産業のように利益分配金の資料が得られるものについては、ボーナスの一種と認めて含めている。

(ハ)会社取締役等の役員に対する報酬は、労務提供分と利潤配分の分との判別が困難なこと、税法上労務所得として一括して課税されていること、税務統計にもとづく国民所得白書でも俸給としてあつかわれていることなどの理由により、賃金俸給の中に含めている。(なお、上記のPrestの国民所得推計では役員報酬は、地代・利子・利潤所得に含まれている。)

(ニ)現物給付については、宿舍、石炭、制服、私的年金の使用者負担分などは含まれているが、強制社会保険の使用者負担分は含まれていない。

なお、現物給付の金額換算は使用者が実際に支払った額によっている。

(ホ)軍隊については、現物給付のうち、衣料、食料は含まれるが、宿舍、医療は含まれない。また年金については、退役軍人年金は含まれるが、戦争による傷病年金や寡婦年金は含まれていない。

第3表 Chapmanの賃金・俸給額の推移

第3表 Chapman の

産 業	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927
農 林 業	106.4	107.1	73.4	63.5	64.7	70.5	71.3	70.1
水 産 業	16.3	10.3	10.4	10.0	11.0	10.6	9.9	9.8
鉱 業	302.7	193.7	160.0	181.2	187.6	165.9	90.2	145.9
製 造 業	1207.3	881.4	754.0	717.8	739.1	751.3	728.5	783.9
建 設 業	189.1	168.2	121.3	114.1	120.6	133.6	136.7	146.5
電気・ガス・水道業	44.6	42.6	38.0	36.5	37.2	38.7	40.1	41.5
運 輸・通 信 業	331.8	305.9	270.3	257.3	264.0	265.5	252.0	270.3
商 業	276.4	243.7	212.5	201.3	201.6	214.6	224.7	238.0
金 融・保 険 業	133.0	116.5	104.1	104.8	108.2	112.0	115.9	117.8
公 務	65.3	62.3	51.6	45.3	44.9	45.7	45.4	45.1
軍 隊	159.6	100.0	81.5	70.5	68.8	67.9	67.0	67.0
地方公共団体	89.7	90.2	81.9	76.5	77.8	80.1	80.9	82.6
専門職業サービス	166.7	172.5	164.1	161.3	163.3	165.6	167.3	168.6
その他サービス	317.3	292.8	228.5	213.2	220.7	228.1	232.0	235.9
取締役の報酬	48.1	44.3	44.3	46.1	47.7	49.8	51.1	52.5
合 計	3454.3	2831.5	2395.9	2299.4	2357.2	2399.9	2313.0	2475.5

資料出所 注5参照

賃金・俸給額の推計

1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
69.9	69.5	67.6	65.6	64.0	62.5	61.1	61.0	61.3	61.5	63.3
10.1	10.7	9.9	9.0	8.6	8.4	9.1	9.3	9.5	9.3	9.1
125.9	131.3	124.8	113.7	104.7	101.7	106.9	107.4	117.8	132.3	134.3
783.0	798.5	734.1	670.0	671.2	701.4	747.1	777.2	838.0	908.0	924.5
145.0	145.5	149.3	141.9	127.3	133.1	146.2	157.9	169.4	180.0	183.6
42.5	43.5	44.2	44.0	44.1	44.9	46.4	49.6	51.8	54.0	57.3
269.8	271.1	267.0	253.7	244.1	240.9	247.9	256.8	269.2	281.4	287.2
246.8	255.8	261.4	266.6	275.3	283.1	289.8	293.8	304.3	317.1	322.7
119.6	121.4	120.8	117.9	118.5	122.4	126.7	129.3	132.1	135.6	137.5
45.3	46.1	47.5	47.8	47.0	46.5	48.1	51.6	55.3	59.6	66.2
64.0	64.1	63.7	61.7	59.4	57.8	60.1	62.7	65.9	71.4	82.6
83.8	87.0	90.6	92.3	91.1	91.3	93.4	96.1	99.0	102.7	106.7
170.1	172.6	175.2	173.6	172.9	175.3	181.8	189.6	197.1	204.2	209.4
239.3	243.7	244.4	241.5	244.0	247.2	254.7	263.0	276.2	285.4	305.9
53.8	54.8	54.5	51.1	50.2	49.4	49.2	50.1	51.9	52.9	53.6
2468.9	2515.6	2455.0	2350.4	2322.4	2365.9	2468.5	2555.4	2698.8	2855.4	2943.9

Chapmanは、以上のような原則にたつて、産業別賃金を推計している。

以下では、主な産業についてChapmanの推計方法を紹介することとする。

農業における賃金の推計方法は、1931年の人口センサスを「農業収益」に報告されている農業労働者数によって修正して農業労働者数を得、農業省報告による週平均賃金と年間稼働週数を仮定して、この三要素を乗じて賃金額を推計している。

林業における賃金俸給については、1921年と31年の人口センサスとによりトレンドをだして林業労働者数をだし、平均賃金額は、資料がないため、男子労働者の割合が大きいことを考慮して、農業における賃金より10%高いと仮定して推計している。

石炭鉱業における賃金については、鉱業大臣の報告があるが、これに、石炭や宿舍などの現物給付の額および俸給総額の推計を加えて推計している。

製造業および建設業における賃金俸給額については生産センサスによる賃金支払額をもとに、年平均賃金所得額をだし、人口センサスと生産センサスとから雇用者数を推計し、1924,30,35年の賃金支払総額を推計し、その他の年については雇用と賃金率に関する資料によって推計している。なお、生産センサスには俸給についての資料がないため、年平均俸給額はMamleyとCampionの研究によって得、俸給稼得者数については、生産センサスに基づき、賃金労働者の一定割合として算出し、俸給額を推計している。

電気・ガス・水道業については、雇用者数を生産センサスから、賃金額を1935年の生産センサスによる年平均賃金とRamsbottomの賃金率指数とから、俸給額をMarleyとCampionの研究からとって推計している。

運輸・通信業については、鉄道、バス、その他陸上運送、海運、港湾サービス、郵便・電信・電話、倉庫の7業種に分けて推計している。

金融・保険業については、人口センサスおよび失業保険統計によって雇用者数を推計し、俸給はMarleyとCampionの研究から、また賃金については大まかな推定により、賃金俸給額を推計している。

また、郵便貯蓄銀行での俸給は、郵政費勘定から直接に得ることができ、また雇用者数については郵政省の推計がある。

Chapmanは、以上のほか、漁業、公務、サービス業等についての賃金俸給額を推計しているが、その結果は、第3表に示されるとおりである。

Deaneは以上のようにして得た国民所得と雇用者所得とにより雇用者所得比率を推計している(第4表)。

第4表 Deaneによる雇用者所得の推計

第4表 Deane による雇用者所得の推計
(単位 %)

年	雇用者所得比率
1860—69	47.4
1865—74	47.6
1870—79	48.7
1875—84	48.8
1880—89	48.2
1885—94	49.2
1890—99	49.8
1895—1904	49.6
1900—09	48.4
1905—14	47.2
1920—29	59.7
1925—34	60.9
1930—39	62.2
1935—44	64.0
1940—49	68.8
1945—54	71.6

資料出所 注1参照

昭和47年労働経済の分析 参考資料

(2) 国民所得の推計

2. アメリカの雇用者所得比率

アメリカの雇用者所得比率は, Kravisの資料(注6)によった(第5表)。この資料は, 1900-09年から1930-39年の数値はJohnsonの推計により, 1929-39年から1949-57年の数値は, 商務省の国民所得統計(第8表)によっている。

第5表 Kravisの資料による雇用者所得比率

第5表 Kravis の資料による雇用者 所得比率 (単位 %)	
年	雇用者所得比率
1900—09	55.0
1905—14	55.2
1910—19	53.2
1815—24	57.2
1920—29	60.5
1925—34	63.0
1930—39	66.8
1929—38	66.6
1934—43	65.1
1939—48	64.6
1944—53	65.6
1949—57	67.1

資料出所 注6参照

Johnsonの推計(注7)

Johnsonの推計は, 第7表に示されている商務省, Kuznets, King, Martinの資料にもとづいている。

1910年-28年の間の農業所得については, 農業経済局の推計を使っている。

法人所得は, 国家工業会議局によって発行されている税引後の純所得の数値に法人税を加えて推計し, 賃金・俸給・農業以外の個人業主所得および賃貸料所得はKuznetsの推計によっている。

利子所得についてのKuznetsの推計は、商務省の推計よりもかなり低い(たとえば1929-33年の利子所得についての商務省の推計値は、Kuznetsの推計値の2倍強となっている)。このため、Johnsonは、商務省の推計とKuznetsの利子所得の推計とを接続させるため、この1929-33年における両推計の関係を基準としてKuznetsの推計を修正している。さらに、1909-18年についてはKingの推計を、1899-1908年についてはMartinの推計を同様の方法で修正して使用している。

第6表 Johnsonによる分配国民所得の推計

第6表 Johnsonによる分配国民所得の推計

(単位 %)

年	雇用者所得	個人業主所得	利子所得	賃貸料所得	法人所得
1900—09	55.0	23.6	5.5	9.1	6.8
1905—14	55.2	22.9	5.8	9.1	6.9
1910—19	53.2	24.2	5.2	7.7	9.7
1915—24	57.2	21.0	5.3	7.6	8.9
1920—29	60.5	17.6	6.2	7.6	8.2
1925—34	63.0	15.8	8.1	6.6	6.4
1930—39	66.8	15.0	8.2	5.0	4.9
1935—44	64.4	16.7	4.0	4.0	11.5
1940—49	64.3	16.9	2.2	3.6	12.9
1900—49(a)	62.0	18.1	4.6	5.5	9.9
(b)	60.0	19.4	5.5	6.6	8.5
1925—29	59.6	17.4	6.6	7.2	9.3
1947—52	64.5	15.7	2.2	3.4	14.1

資料出所 注7参照

(注) (a)は50年間過重平均, (b)は単純平均

第7表 Johnsonが推計に使用した分配国民所得の推計

第7表 Johnson が推計に使用した分配国民所得の推計

(単位 %)

	雇⽤者所得	個人業主所得		財産所得
		労働帰属分	財産帰属分	
A. King の推計				
1850—60	36.5	41.6	21.9	
1860—70	42.9	35.8	21.3	
1870—80	50.1	26.4	23.5	
1880—90	52.5	23.0	24.5	
1890—1900	50.4	27.3	22.3	
1900—10	47.2	28.8	24.0	
B. Martin の推計				
1899—1908	59.5	14.4	9.2	16.7
1909—1918	59.7	14.2	9.2	17.0
1919—1928	65.1	11.6	6.7	16.6
C. Kuznets の推計				
1919—28	60.9	12.2	7.0	19.0
1929—38	66.9	10.7	5.9	19.2
D. アメリカ商務省の資料				
1929—38	65.7	9.7	5.3	19.3
1942—46	65.1	11.0	6.0	17.6
1947—51	64.1	10.4	5.9	19.6

資料出所 注7参照

第8表 アメリカの国民所得統計

第8表 アメリカの国民所得統計

(単位 百万ドル)

	1929	1930	1931	1932	1933	1934
国民所得	87,814	75,729	59,708	42,547	40,159	48,959
雇 用 者 所 得	51,085	46,844	39,740	31,054	29,539	34,295
個人業主所得	11,759	11,540	8,734	5,316	5,599	7,010
個人地代所得	5,425	4,778	3,761	2,713	1,971	1,694
法人所得	10,100	6,582	1,634	-1,970	-1,992	1,091
利 子 所 得	6,445	5,985	5,839	5,434	5,402	4,869
	1935	1936	1937	1938	1939	1940
国民所得	57,057	64,911	73,618	67,581	72,753	81,634
雇 用 者 所 得	37,340	42,910	47,934	44,994	48,108	52,129
個人業主所得	10,387	10,482	12,691	11,128	11,610	13,010
個人地代所得	1,661	1,776	2,081	2,560	2,742	2,885
法人所得	2,918	5,002	6,204	4,263	5,689	9,120
利 子 所 得	4,751	4,741	4,708	4,636	4,604	4,490
	1941	1942	1943	1944	1945	1946
国民所得	104,710	137,694	170,310	182,639	181,248	180,879
雇 用 者 所 得	64,789	85,271	109,587	121,286	123,181	117,697
個人業主所得	17,401	23,907	28,187	29,565	30,835	36,573
個人地代所得	3,465	4,547	5,097	5,413	5,634	6,208
法人所得	14,511	19,678	23,781	23,033	18,413	17,288
利 子 所 得	4,544	4,291	3,658	3,342	3,185	3,113
	1947	1948	1949	1950	1951	1952
国民所得	198,177	223,487	217,690	241,876	279,313	292,155
雇 用 者 所 得	128,757	140,969	140,834	154,190	180,327	195,012
個人業主所得	35,492	40,194	35,583	37,541	42,329	42,233
個人地代所得	6,510	7,297	8,274	9,013	9,431	10,154
法人所得	23,626	30,848	28,226	35,663	40,954	37,672
利 子 所 得	3,792	4,179	4,773	5,469	6,272	7,084
	1953	1954	1955	1956	1957	
国民所得	305,573	301,791	330,206	349,356	363,951	
雇 用 者 所 得	208,812	207,595	223,852	241,799	254,637	
個人業主所得	40,723	40,442	42,149	42,435	43,001	
個人地代所得	10,528	10,869	10,698	10,887	11,827	
法人所得	37,314	33,743	43,126	42,933	41,878	
利 子 所 得	8,196	9,145	10,381	11,302	12,598	

資料出所 “New Estimates of National Income, 1946—57”, *Survey of Current Business*, July 1958

昭和47年労働経済の分析 参考資料

(2) 国民所得の推計

3. 西ドイツの雇用者所得比率

西ドイツの雇用者所得比率は,Krelleの資料(注9)によった。Krelleの資料は,国民所得統計によっているが,分母に国民所得でなく国民所得から海外での所得を差し引いた国内所得を使っており,また,1939年以前については領土調整前の数値を使っている(第9表)。このため,1959年の「統計年報」による雇用者所得比率とは違った値となっている(第10表)。

なお,1939年以前の国民所得統計は,1950年以降と定義が,やや異なるため,厳密には接続しない。

国民所得統計は,雇用者所得については,賃金・俸給,公的社会保障への使用者負担分のほか,労働者募集費が含まれ,使用者の生活補助的支出や民間の保険に対する使用者の追加的負担は含まれていない。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

(2) 国民所得の推計

4. フランスの雇用者所得比率

フランスの雇用者所得比率はBernonvilleの推計(注10)による。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

昭和47年労働経済の分析 参考資料

5. 所得分布の均等度尺度について

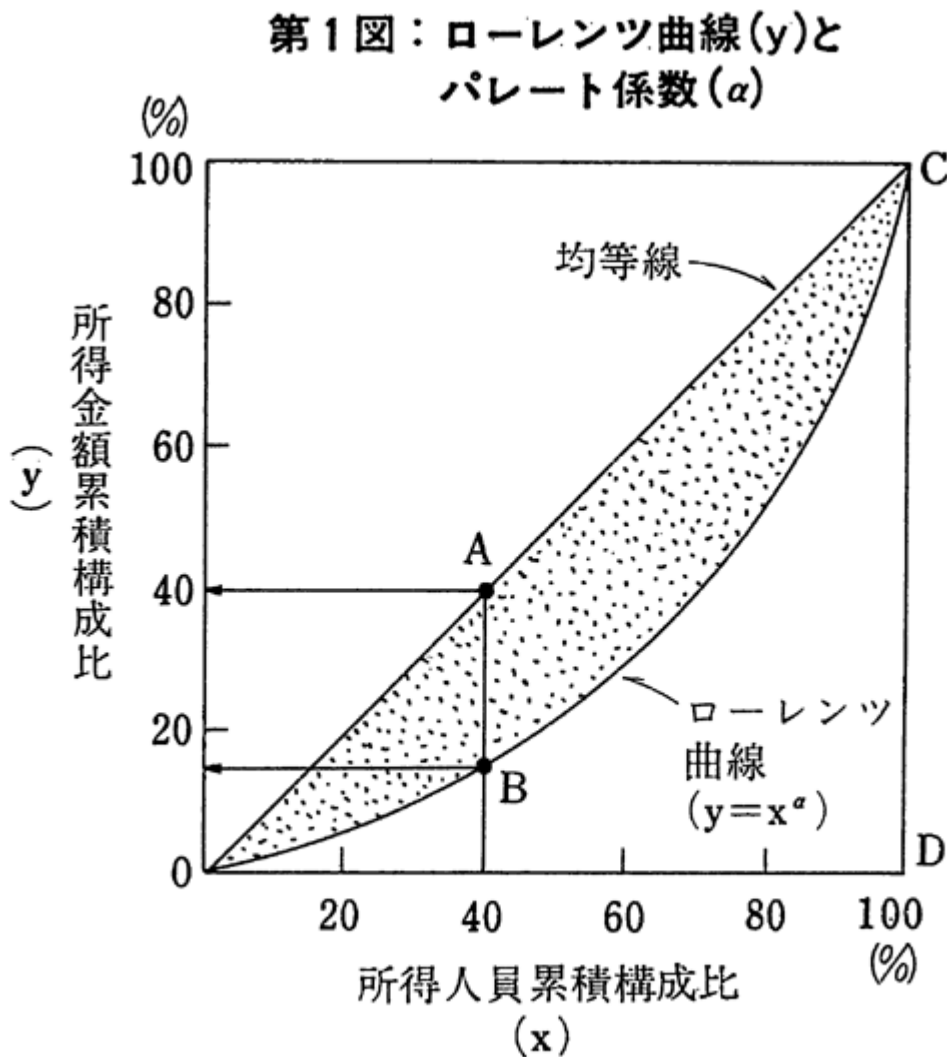
1. ローレンツ曲線

所得分布の均等度の測定方法の一つとしてローレンツ曲線(Lorenzcurve)による方法がある。

ローレンツ曲線とは第1図における弓形の曲線のことである。

第1図において横軸は、所得人員の累積構成比(最低所得者から最高所得者に至る所得人員の百分率の累積である)を表わし0%から100%までの数値をとる。

第1図 ローレンツ曲線(y)とパレート係数(α)



縦軸はこの所得人員の所有する所得金額の累積構成比(最低所得者から最高所得者に至る所得金額の百分

率の累積である)を表わし,同じく0%から100%までの数値をとる。

もし所得が完全に均等に分配されていると,累積した所得人員の割合と累積した所得金額の割合は常に一致し,ローレンツ曲線は45度の勾配を有する直線となる。この直線のことを均等線という。

たとえば,第1図のA点は,全所得人員中の40%の人が有する所得金額が全体の40%であることを示している。

B点は40%の人が有する所得金額の割合が14%であることを示している。

すなわち実際の所得分布に基づき画いたローレンツ曲線が均等線から離れれば離れるほど所得分配が不均等であることを示すことになる。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

5. 所得分布の均等度尺度について

2. ジニ係数とパレート係数

所得分布の均等度を示す尺度として、ローレンツ曲線による場合には、ジニ係数とパレート係数が考えられる。

ジニ係数とは、第1図における直角二等辺三角形OCDの面積に対する黒くぬりつぶした部分の面積(均等線とローレンツ曲線に囲まれた部分の面積)の比である。

したがってローレンツ曲線が均等線から離れるほど、つまり不均等度が高まるほどジニ係数は大きくなることになる。

このようにローレンツ曲線の曲がり方によりジニ係数は変化することになるが、その曲がり方の程度をローレンツ曲線で次式のように表現し、そのべき数 a で表現することもできる。

$$y = X^a \dots\dots 1)$$

ここで y :所得金額の累積構成比($0 \leq x \leq 1$)

X :所得人員の累積構成比($0 \leq y \leq 1$)

である。

このローレンツ曲線のべき数 a のことをパレート係数とした。1)式は a が1のとき45度の勾配を有する直線すなわち均等線となり、 a が大きくなるほどローレンツ曲線は均等線から離れることとなる。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

5. 所得分布の均等度尺度について

3. パレート係数と均等度

第1表 10,000円の分け方と所得格差

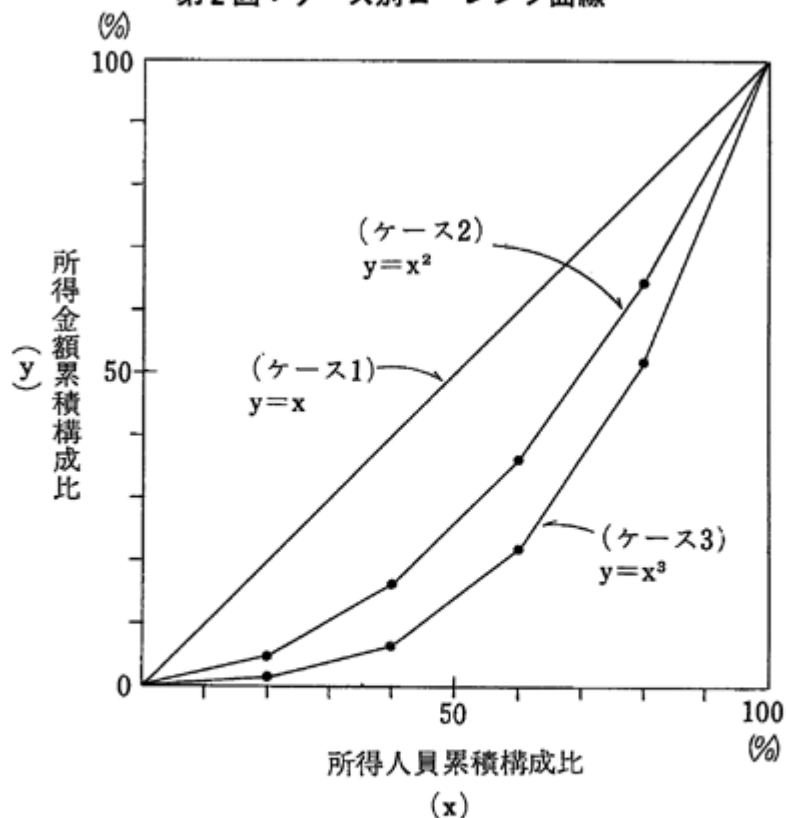
第1表 10,000円の分け方と所得格差

	ケース1	ケース2	ケース3
	円	円	円
A氏 (または第1・五分位階級)	2,000 (1)	400 (9)	80 (61)
B氏 (" 第2・ ")	2,000 (1)	1,200 (3)	560 (8.7)
C氏 (" 第3・ ")	2,000 (1)	2,000 (1.8)	1,520 (3.2)
D氏 (" 第4・ ")	2,000 (1)	2,800 (1.3)	2,960 (1.6)
E氏 (" 第5・ ")	2,000 (1)	3,600 (1)	4,880 (1)
計	10,000円	10,000円	10,000円

(注) () 内の数値は最高所得者 (または第5・五分位階級) の所得金額を「1」とした場合の各人 (または五分位階級別) の所得格差を示す。

第2図 ケース別ローレンツ曲線

第2図：ケース別ローレンツ曲線



- (ケース1の場合) パレート係数 $\alpha=1$
- (ケース2の場合) パレート係数 $\alpha=2$
- (ケース3の場合) パレート係数 $\alpha=3$

パレート係数と均等度の関係をよりわかり易くするため次のような仮説例を設けた。すなわち10,000円を5人(または五分位階級の各階級)に分ける場合を、第1表の3つの分け方についてパレート係数を計算してみると次のようになる。なおこの場合のローレンツ曲線は第2図のとおりである。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

5. 所得分布の均等度尺度について

4. 所得階級別にみた均等度の試算

本文にもあるように賃金分布は長期的に改善されてきているが、その改善のされ方を所得階級別ジニ係数によりみると、次のようになる。

すなわち労働者を所得額の多少によって五分位階級に分け、所得階級別ジニ係数を38年と46年の両年について計算してみると、いずれの階級でも38年から46年にかけて均等度は改善されている。

たとえば、第1・五分位階級までのジニ係数は38年の0.664から46年には0.644に改善され、第5・五分位階級までのジニ係数(これが普通いわれているジニ係数である)は、0.210から0.201に改善されている。

しかし、両年とも、より高い所得を有する階級に属する人を加えて試算した場合のジニ係数の方が小さくなっているなどの点もみうけられる。

第2表 所得階級別ジニ係数

第2表 所得階級別ジニ係数

階級 \ 年	38	46
G (0—0.20)	0.664	0.644
G (0—0.40)	0.514	0.495
G (0—0.60)	0.397	0.381
G (0—0.80)	0.298	0.285
G (0—1.00)	0.210	0.201

資料出所 国税庁「民間給与の実態」

(注) 1) 算式はつぎのとおり

$$G_{(0-t)}^{(38)} = \left[\int_0^t (t - L_{38}) dt \right] \div \left[\frac{1}{2} t^2 \right]$$

$$G_{(0-t)}^{(46)} = \left[\int_0^t (t - L_{46}) dt \right] \div \left[\frac{1}{2} t^2 \right]$$

ここで、 L は次式のようなローレンツ曲線である。

$$L_{38} = t^{1.53084}$$

$$L_{46} = t^{1.50198} \quad (0 \leq t \leq 1)$$

- 2) 所得階級別ジニ係数とは、たとえば $G_{(0-0.20)}$ は所得ランクの下位層から20%までの層に属する人が、もしも完全均等分配であれば有するとみられる所得額の総所得額に対する構成比と実際に分配された所得額の総所得額に対する構成比の差の総和を基準にして作成されたもので、いわば各人の有する不均等度の和を示すといえる。

 $G_{(0-1.00)}$ は通常の意味での係数となる。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

欧米諸国においては,労使関係の基盤となる労働組合が全国的規模で産業別職業別に組織されるのが一般的であり,労使交渉はもとより,労使コミュニケーション,参加についても,企業内にとどまらず広く地域,全国などの段階で行なわれる場合が多い。以下,その状況を各国政府の資料等によって見てみよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

1. 戦後の傾向

(1) すすむ全国段階のコミュニケーション,参加

戦後の各国の経済政策運営を通じてみられる特色は,社会福祉国家の実現と完全雇用の達成,維持との二点に要約されようが,このような政策目標の実現にあたって,経済,社会問題に関して大きな影響力をもつ労働組合が,労働条件,労働者生活など,労働者の仕事,生活に直接つながる事項をはじめ,産業政策,福祉政策など関連する幅広い問題について政府,使用者と,広い視野に立って率直な意見を交換をし,意向を反映させることの重要性が各国で認識されるようになった。

ILOの113号勧告(1960年)は,「各国の政府,労使団体は相互に効果的な協議,協力を促進するため,産業的全国的規模において,国内事情に適した措置をとるべきこと」をのべている。

各国で行なわれている全国段階での労使コミュニケーション,参加の実態を経済社会政策に関するものを中心にその内容からみると,およそ次の三つに分けることができよう。

第一は,広く国の産業政策立案過程でみられる労働組合,労働者代表の参画である。フランスは戦後6次にわたり経済計画を策定し,誘導的な協調経済の運営を行なっているが,真の福祉とは社会のあらゆる構成員が望ましい形で社会に参加することであるという理念のもとに,計画策定段階で,経済運営の基本的方向について国民的合意の成立をみることを前提としている。

このように,経済運営のあり方について労働組合の参加が行なわれる点では,イギリスの国民経済開発審議会,オランダの社会経済評議会なども,同様の機能を果たすものといえる。

第二は,労働力問題をめぐる政策への,労働組合の意向の反映である。スウェーデンでは,生産の側面からみた人的資源の活用と,国民の生活の側面からみた労働者福祉充実とを,福祉経済の実現という視点でとらえた積極的労働力政策の樹立,推進に,労働組合の考えが大きな影響を及ぼしているといわれる。また,西ドイツの労働組合は,労働者の労働能力を高め生活を向上させる目的で教育,訓練のあり方に意向を反映させるため継続的な努力をしており,イギリスでも剰員問題,職業訓練問題などについて同様の動きがみられる。

第三は,所得問題をめぐる政策への,労働組合の意向の反映である。物価安定,国際収支の改善などを直接の目的として,説得的誘導的な手段で各種所得の伸びの抑制をはかるいわゆる所得政策が欧米各国で実施され,あるいはその導入が検討されている現状にあるが,1950年代のオランダを除けば,導入された場合でもその効果は一般に短期的,一時的な範囲にとどまっている。しかし,所得政策の効果,その導入の可否などについては,アメリカ,イギリスをはじめ各国とも試行錯誤を重ねつつも政府,労使間の意思の疏通をはかる努力が行なわれている。

また,最近では,西ドイツ,オランダなどで所得分配の社会的公正を確保し,名目所得のインフレ的上昇に対処する方策の一つとして,国,労使各側負担による勤労者財産形成制度の広範な推進が労働組合によって主張されるという動きがみられる。とくに西ドイツでは,社会の生産的資産の蓄積と勤労者の財産形成が結びつくという目標実現について,ほぼ国民的合意が成立したといわれている。

財産形成による所有参加の問題は,本来個別労働者に関する事柄であって,集団的な労使関係のわく組みの外に位置するものではあるが,財産形成制度のあり方が,所得分配の公正維持や,生活安定など福祉充実の視点からとりあげられ,全国段階で広く国民経済的見地から関係者間で意向の相互反映をみていることは注

目されよう。

ところで、全国段階、産業段階における労使の意思疏通、政策への意向の反映がこのように行なわれている背景としては、各国を通じて1)比較的労働組合の組織率が高いこと、2)労働組合の全国規模、産業規模での連帯が強いこと、ある程度の労働市場支配力があること、3)慣行として労使の中央交渉、全国的規模での交渉が行なわれてきたこと、4)労働組合と政党との意見の一致がみられること、5)労働組合の果たすべき役割についてある程度共通する認識、期待が政府、使用者側にもあること、6)当事者のコミュニケーション、参加のための能力がすぐれていること、などの事情が存在することも見逃せないであろう
(J.BARBASHTTradeUnionandNationalEconomic!)o11cy,1972,pp167~171)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

1. 戦後の傾向

(2) 認識の深まる企業労使の意思疏通

以上にみた全国的規模での労使コミュニケーション,参加のほかに,最近,企業段階での労使の意思疏通の重要性が改めて認識されるようになってきた。

国民福祉の充実,完全雇用の達成など,戦後の欧米各国における経済社会政策の目標は,技術進歩,持続的経済成長の下で,ほぼ共通して実現をみたといえようが,反面,企業の生産的側面では生産規模の拡大化,複雑化を通じて労働態様の変化をもたらし,また労働者生活の側面では,意識の多様化人間疎外の問題が発生するなど,欧米各国に従来一般的であった労使関係,労使交渉のわく組みによるのみでは,十分に対応し得ないような事情が生じている。

ILOは,1960年の勧告に引続き,67年には,「企業内における経営者と労働者との間のコミュニケーションに関する勧告」(129号)を採択し,各国関係者は「企業の能率及び労働者の向上心の双方にとって好ましい企業内における相互の理解及び信頼の雰囲気的重要性」を認識すべきであるとのべている。

欧米諸国には,法律あるいは労使協定に基づいた企業段階での労使コミュニケーション,参加の場が設けられており,その運用についても長年にわたる経験が積み重ねられている。しかし,近年生産性協定,ウエイジ,ドリフトなどの交渉や山猫ストの発生など,企業段階での労使関係のあり方に新たな側面がみられるようになった事情から,西ドイツにおける経営組織法の改正(1971年)をはじめ,各国とも企業段階での労使コミュニケーション,参加を促進することについて,関係者が種々の努力を重ねる傾向が生じてきている。

以下,国別の事情をみてみよう。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

2. イギリス

イギリスでは,長年の労使関係を通じて,産業自治の原則が労使間に確立されており,労使コミュニケーション,参加も法律の規定等に基づかず,自然発生的に,あるいは政府の勧奨を契機として,労使間の慣行,協定により行なわれてきたという特色がみられる。

また,戦後,保守党,労働党の二大政党が交互に政権を担当したことによって,TUCを頂点とし,産業別職業別に組織される労働組合の意向が各方面へ反映されるチャンネルがひらけていたという事情もみられる。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

2. イギリス

(1) ホイトレー協議会からNEDCへ

まず,全国的規模のものについてみると,長い歴史があり,労使の協約に基づいて設置されているものとして,全国合同産業協議会(NationalJointIndustrialCouncil),合同協議機関(Machineryforjointconsultation)とがある。全国合同産業協議会は,第1次大戦後政府が労使協議の指針として打出したいわゆるホイトレー協議会方式(注)に端を発するもので,産業別に全国単位で設置され,労使同数の代表が,労働条件,紛争解決,生産方法等を含む産業全般にわたる問題について調査,研究協議などを行なうこととしている。戦前には,その普及がすすまず,ある時期には協議会数が減少するなどの傾向もみられたが,戦後は大幅な増加が続き,1960年代には約200の協議会が設置されるに至った。

なお,これらの協議会には,地域単位に下部機関として地方協議会が設けられ,地域段階での協議,協議会決定事項の履行確認などの機能を果たしている。

(注)労使関係の円滑化のための方策を調査研究するため1916年下院議長ホイトレーを長として設置された王立委員会が設置を提言した労使協議機関。その内容は産業別に,全国,地域,企業段階ごとの労使協議の場を設け,各段階における労使の意思の疏通,意向の反映をはかろうとするものであった。

これらの協議会は,経営生産事項のほか団体交渉,事項についても対象とする場合が多く,したがって労使協議と団体交渉の中間的性格を有するものといえるが,これはホイトレー協議会方式の提唱された戦前において団体交渉が十分発達していなかった公共部門で同方式が数多く採用され定着をみたことなどが背景にあるといえよう。

これに対して,同方式よりさらに一般にイギリスで現在普及をみている合同協議機関は,労使が協議を行なうための場として団体交渉機関とは別に設置されるのが通例となっている。たとえば電力産業についてみると,団体交渉の場として全国合同産業協議会(NationalJointIndustrialCouncil)が設けられているが,これとは別に専ら労使協議を行なう場として全国合同諮問協議会(NationalJointAdvisoryCouncil)が1949年の労使協約によって設置されており,安全,衛生,技能等の事項について常設的な場で労使の協議が行なわれている。

なお,ホイトレー協議会方式の場合と同様に合同協議機関についても,全国段階のほか,地域,企業の段階でも協議の場が設けられている。上述の電力産業についてみれば,地区段階でおよそ500の地区諮問委員会が存在している。

以上にみた,歴史的背景のもとに労使の協約に基づいて産業別に設けられた労使協議の場のほかに,1960年代にはいると,産業横断的な幅広い段階で労使コミュニケーション,参加がすすめられる機運が生じてきた。

戦後のイギリス経済は,低成長と慢性的な国際収支の悪化という問題を常にはらんでいたが,このような事態を改善し,計画的に長期経済成長を達成する目的から,政府は1962年に国民経済開発審議会(NEDC)を発足させた。NEDCは,政府,労使および学識経験者の代表からなり,重要な産業労働政策を含む広範な経済政策の樹立,推進について,国民的合意を形成する場としてかなりな程度の機能を果たした。

もつとも,NEDCに引き続いて,所得政策の推進を目的として設けられた国民所得委員会(NIC,1963年発足)は,労働組合の反対等から労使代表が参加せず,所期の効果をあげないまま設置の翌年には解散されることになるなど,問題によっては,コミュニケーション,参加の場や意志決定の場の設置にかかわらず,必ずしも政府労使など関係者の合意が成立しないという限界もみられる。

そのほか,産業別に設けられている職業訓練会議では,職業訓練に関する実務を処理するという本来の活動をこえて,国民経済的見地から,将来必要とされる技能労働力の養成について労使の意見が交換されるなどの動きもみられた。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

2. イギリス

(2) 問い直される職場委員の役割

企業,事業所段階のコミュニケーション,参加の場としてはホイットレー協議会,合同協議機関の産業別全国組織の下部機関として企業,事業所内に設けられた協議の仕組みが多数存在するが,そのほか長い伝統をもつものとして,職場委員制度がある。

職場委員は,企業,事業所段階における労働者の意向のとりまとめなど,労使コミュニケーション,参加や団体交渉等に重要な役割りを果たしているが,近年その機能をめぐって種種の問題が発生している。

近年イギリスでは技術進歩とそれに伴う労働態様の変化,労働力不足下での現場労働者の意識の変化,政府の賃金抑制策のなかでの例外規定のあり方などを背景として,事業所段階での賃金決定,労使関係などに問題が多発し,それに伴って,しばしば山猫スト(非公認スト)が生ずる傾向がみられるようになっている(昭和45年労働経済の分析参考資料4参照)。

このような動きに伴って,企業,事業所段階における労使の間の意思疏通,組合役員,職場委員代表(senior shop stewards)と職場委員,個別労働者との間の意思疏通など円滑化をはかることが重要視されるようになっていく。

1971年8月に成立した労使関係法は,現在イギリスが直面している労使関係上の諸問題の根本的解決をはかろうとするものであるが,同法の準則は,企業,事業所段階におけるコミュニケーション,参加の必要性についてふれ,その具体的なあり方について詳細にのべている。

第1表 イギリスのストライキの状況

第1表 イギリスのストライキの状況
(1964~67年平均)

項 目	ストライキ件数	参加労働者数	労働損失日数
	件	千人	千日
計	2,233	751.8	2,530.0
公認スト	82	84.7	643.0
一部公認スト	2	0.6	6.0
非公認スト	2,125	663.3	1,857.0
その他(ロックアウト,未組織労働者のスト等)	24	3.2	24.0

資料出所 イギリス雇用生産性省「In Place of Strike」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

3. 西ドイツ

西ドイツの労働組合は,主として産業別に組織され,団体交渉はもとより労使の意思疎通もふつう産業段階で従来行なわれ,企業段階では産業段階で締結された協定を上回る内容についての労使交渉や,経営組織法に基づく労使協議,共同決定が行なわれてきた。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

3. 西ドイツ

(1) 「協調のとれた行動」のための動き

一貫した自由市場経済の原則のもとに順調な発展を続けてきた西ドイツも,1960年代後半には成長の鈍化,生産コストや物価の上昇などの問題に直面するようになり,経済運営について国民的段階での政府,労使の意思疏通の重要性が認識されはじめた。

エアハルト政権下で67年に成立をみた「経済安定,成長促進法」は,経済の安定的成長を達成するため,連邦政府の機能,権限を強化しつつ弾力的計画的な経済政策の運用をはかろうとするものであるが,同法の規定で全国段階の労使コミュニケーション,参加に新しい途が開かれた。

経済安定,成長促進法は,政府が毎年議会に経済報告を行なうこと,地方公共団体,労使団体の同時に相互に同意した措置(協調のとれた行動)のための指針資料を提供すること,などを定めているが,これに基づいて,「協調のとれた行動のための懇談会」が全国段階での話し合いの場として設置された。懇談会は,60年代後半の景気後退期とそれに続く回復過程とにあたって,経済運営に関する政府,地方自治体,労使各側の合意形成にある程度の機能を果たしたとみられる。

産業段階で従来労働組合が意向の反映をはかつてきた事柄としては,労使から成る職業訓練会議などの場を通じて,労働者の職業能力を高め,生活を向上させることを目的として種種の主張や行動をとってきた点をあげることができよう。戦前の恐慌,戦後のインフレなどを通ずる経験から,労働組合は物価の安定と並んで,雇用の確保に強い指向をもっているといわれる。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

3. 西ドイツ

(2) 企業労使の共同決定

企業段階における労使コミュニケーション,参加の場として一般的なものは,経営組織法(1951年制定,71年改正)に基づいて広く民間企業に設置されている経営協議会である。協議会は従業員5人以上の企業に設置されることとなっており,社会的案件(就業時間帯の決定,福利厚生施設の管理等),人事的案件(大量採用,解雇等),経済的案件(従業員に重大な影響を及ぼす事業規模の変更,企業合併等)などについて従業員代表が使用者と協議し,決定事項については共同決定を行なうこととなっている(注)。

経営協議会を通じる労使コミュニケーション,参加については,その機能が必ずしも十分なものとはいえないとしても,戦後の混乱期を経験した労働者は一般的に雇用,職業の安定に強い関心を示し経営協議会にそのような指向の実現を期待すること,経営協議会委員は概して在任期間が長く,使用者側との意思疎通がしやすいような人的つながりができていること,などの背景もあって,一般に労使コミュニケーションは円滑にすすめられ労使関係の安定にかなり役立つたといわれている(A.シュトゥルムター「工場委員会～職場組織の国際比較～」)。

経営組織法では,株式会社については経営協議会のほか労働者側監査役の選出を定めているが,これらの監査役は,石炭鉄鋼業における場合と同様,監査役会における共同決定に参加することとなっている。

なお,公務員についても民間企業に比べればかなりの制限はみられるもの,職員代表法によって参加,共同決定を行なうことができるなど,コミュニケーションのチャンネルが開かれている。

(注)石炭および鉄鋼業については,別途に共同決定法が適用される。この場合,協議,共同決定に関する労働者代表の発言権は,経営組織法の場合に比べ,より強くなっている。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

3. 西ドイツ

(3) 財産所有への参加

以上のような集团的労使関係のわく組みの中での労使コミュニケーション,参加のほか,個別労働者の財産所有への参加についても,その実態をみてみよう。

西ドイツでは,勤労者が財産取得によって生活基盤を安定させ,社会の真に責任ある一員として参加できるようにするという発想のもとに,1950年代後半以降,財産形成政策が推進されているが,現在までの動きはおよそ三つの時期に分けられよう。

第1期は,勤労者の貯蓄意欲を刺激する一連の施策がとられた1950年代である。持家奨励のための割増金給付をねらいとする住宅建設割増金法(1952年)をはじめ,住宅取得,貯蓄奨励のための一連の法律が制定された。また,フォルクスワーゲンのように連邦政府の所有する工業的企業の株式を勤労者を対象として公開するなどの処置もとられた。

第2期は,さらに体系的な勤労者の財産形成策がとられるようになった1960年代である。勤労者に貯蓄能力を付与する施策として勤労者財産形成法が1961年に制定された(65年改正)。同法は,使用者が労働者に賃金以外にも付加的に財産形成給付を支給する場合,政府が労使に対して優遇措置をとることを定めている。改正法によって優遇措置を受けることになった労働者数は,65年の220万人から69年には570万人へと大幅に増加した。

しかし,同法には制度上種種の問題があり,本来貯蓄余力のあるものの貯蓄の助成をするにすぎないとの批判が生じたことなどから労働組合側の協力が得られないまま,改正法本来のねらいは失敗したといわれる。

第3期は,このような経験に徴して65年法をさらに改正し第3次財産形成法による推進をはかることとした1970年以降現在までである。1970年改正法以降の財産形成制度の普及は著しいが,その理由としては,まず,助成の実効がきわめて高くなったことがあげられる。建設業労働組合の例示的計算によると,建設労働者が年間624マルク(うち使用者給付552マルク,自己積立72マルク)の財産形成貯蓄を6カ年継続すると,7年目には利子,連邦の助成金等を加え7,461マルクが還元されることになるという。

また,労働組合の財産形成制度に対する認識の変化も見逃せない。1960年代後半の不況期や,その後景気の回復過程でみられた物価上昇などを通じて,名目賃金の引上げを要求するだけでは,労働者の実質的な生活水準の向上をはかるのには限度があるという考えが労働組合に芽ばえ,それが広く浸透するようになった。

このように1970年の改正法は,貯蓄能力の少い勤労者に財産形式能力を与えるという本来のねらいをはじめて有効に実現1-たものとして高く評価された。

しかし,最近では,このような状態をさらに発展させ,財産形成政策の窮極的な目標を,社会正義にかなった,すなわち社会的に公正な財産分配の実現におき,そのような目標の達成のためには,単なる持家や貯蓄の奨励は不十分であって,今後すすめられる生産的な資産の蓄積と勤労者の財産形成とが結びつかなければならないとする考え方が一般化するようになった。

すでに1970年の法改正の折に,野党(CDU,CSU)から対案として提出された「生産的資産への勤労者の参加

及びなかんずく中企業の資本構成の改善に関する法律案」は、このような考えをはらんだものであった。一方、与党(SPD)、労働組合(DGB)も新しい財産形成構想を打出すなどの動きがあり、さらに1971年には、財産分配の社会的不公正を是正し生産的資産への労働者の参加を促進することを内容とする新財産形成政策の推進をはかることについて閣議決定が行なわれるなど、財産形成政策の今後の目標については、ほぼナショナル、コンセンサスが形成されたということができよう。

第2表 西ドイツ第3次財産形成法による被優遇労働者数

第2表 西ドイツ第3次財産形成法による被優遇労働者数

(単位 千人)

年	計	使用者から財産形成給付を受ける者	自己の賃金のみから貯蓄する者
1970年	12,500	8,000	4,500
71	14,500	10,000	4,500
72	15,400	11,000	4,400

資料出所 西ドイツ連邦労働社会省調べ

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

4. フランス

フランスの労働組合は,イギリス,西ドイツと異なり,左派を中心とするCGT,民主路線を標榜するCFDT,社会主義を掲げるFOなど,三大組織に分れているという特色がある。

そのため,労使交渉,協議は,一般に多極化しており,また政党と労働組合の結びつきが強いが,反面誘導的な計画経済の仕組みの中で,広く国民的合意を成立させる場が設けられているなど,他の諸国にみられない特徴もある。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

4. フランス

(1) めざす協調経済

全国段階のコミュニケーション,参加の場としては,経済社会審議会,経済計画庁(いずれも1946年設置)や労働協約最高委員会(1950年設置)などの委員として意思疏通,協議決定などを行なうものがある。

経済社会審議会は,定員205名のうち労働組合代表が60名を占め,企業内労働組合活動,企業集中等の問題について政府に意見をのべるなど経済,社会政策に関する政府の諮問機関として活発な動きを示している。

政府は,福祉実現のためには,国民各層の参加が不可欠であるという考えのもとに1946年の第1次計画発足以来,計画策定段階で広く国民各層から計画委員としての参加を求め,計画の理念,運営の方向について策定の段階で国民的合意の成立をはかり,協調のある経済運営をはかることとしている。

経済,社会問題の複雑化,大規模化を反映して近年の計画策定段階での委員数は大幅に増加する傾向にあり,第5次計画(1966~70年)には,産業開発の社会的側面(労働力の質的開発)について労働組合側の主張が織込まれるなどの動きがみられた。

労働協約最高委員会は,法定最低賃金の決定等に関する政府の諮問機関であるが,最低賃金決定の根拠となる生計費資料の判断などをめぐって,労使の意思疎通が従来行なわれてきた。

第3表 フランス経済計画に参加した委員数

第3表 フランス経済計画に参加した委員数

(単位 人)

項 目	第1次計画 (1947~53年)	第2次計画 (1954~57年)	第3次計画 (1958~61年)	第4次計画 (1962~65年)	第5次計画 (1966~70年)
委員総数	494	604	704	1,006	1,950
労働組合代表	77	34	52	114	291
農業労働者代表	19	21	22	20	67

資料出所 I L O 「International Labour Review」1966年4月号

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

4. フランス

(2) 拡充される企業内労使協議の場

企業内における労使協議の場としては,経営協議会,被用者代表委員会などがある。

経営協議会は,1945年法に基づいて規模50人以上の企業に設置が義務づけられ,企業の業績等の経営的事項,作業改善等の生産的事項,福利厚生,就業時間帯の設定等の社会的事項などについて労使代表による協議が行なわれる。1966年には法改正によって協議の場がさらに拡充された。

被用者代表委員会は,1946年法に基づいて規模10人以上の企業に設置されており,従業員の配置,処遇など人事的事項について労使協議が行なわれるほか,規模50人未満の企業にあつては経営協議会の機能の一部を代行することとなっている。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

4. フランス

(3) 利益参加

フランスの利潤分配制度は,1959年に法制化された。労働者の利益参加によって労使協調をはかり,労働者の勤労意欲向上と企業の生産的投資の刺激を併せてはかろうとするのは,ドゴール大統領のイニシアチブに基づくものと一般にいわれている。

現行の1967年法によると,規模100人以上の民間企業では義務的に,またそれ以下の規模の企業では任意的に,労使協定または経営協議会における合意に基づいて利益参加をとりきめることとなっており,一定の要件を満たすとりきめには税制上の優遇措置がとられる。

この制度の評価については,部分的な利点を認めつつも全面的な効果については疑問をもつ向きが労使双方にあり,西ドイツにみられるような,今後の制度発展の方向について国民的合意が形成された段階にあるとは認めがたい。しかし,1971年現在,欠損企業等を除き強制適用対象企業のおよそ三分の二に普及をみており,制度導入や利益の分配方法をめぐって労使間のコミュニケーション,参加の機運をさかんさせる効果があったとみられている。

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

5. オランダ,北欧諸国

オランダ,北欧諸国を通じて労使の中央組織の統制力が強く,一般に中央交渉がさかんに行なわれているという事情がみられる。

また,戦前から,社会,労働問題に関心の深い政権が種々の施策を講じてきたこと,戦時中から戦後の復興過程において労使の協議,協力の有効性の共通認識が成立したことなどを背景にして,戦後の福祉国家実現にあたって,労使コミュニケーション,参加の必要性が重視されるようになってきている。

スウェーデンでは,長い伝統に基づく労使の中央交渉,協議がさかんに行なわれているが,協議の内容が単に賃金等の労働条件にとどまらず,積極的な労働力の活用への指向をはじめ,広く産業労働問題全般にわたっているという特色がみられる。

とくに,福祉経済,完全雇用の実現という目標が達成のため,広範な積極的労働力政策を推進するにあたって,ある程度労働市場の支配力を有する労働組合の意向の反映が必要とされた。

デンマークでも,産業別全国段階の労使交渉が一般的であるが,1962年には,経済問題全般を取り扱う諮問的機関として,労使,中立各側委員から成る経済審議会が設置された。

オランダでは,大戦後国家的賃金決定制度が導入されたが,それに伴って中央労使協議会,社会経済評議会などの組織が設けられた。中央労使協議会(労使二者構成)は,主として賃金問題に関与するが,社会経済評議会(労使中立三者構成)は,賃金,労働問題を含め経済問題全般について協議し,必要があれば政府に勧告することができることとなっている。

このような全国,産業段階における労使協議の場のほかに,近年,企業経営への労働者参加をはかる動きもみられるようになった。

スウェーデンでは,かねて労働組合が,企業経営への参加を主張していたが,1973年4月から施行された法律により,規模100人以上の企業について,労働組合が要求する場合,従業員代表2名を企業の役員会議に出席させることが義務づけられることとなった。

そのほか,財産形成制度についても,オランダで1973年から勤労者の持家促進をねらいとした新たな貯蓄制度が行なわれるようになり,デンマークでも労働者の資本参加への動きがみられる。

欧米諸国における労使コミュニケーション,参加関連事項年表

欧米諸国における労使コミュニケーション、参加関連事項年表

年	ILO	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス	オランダ、北欧諸国
戦前		TVA (テネシー河域公社) の労使協定制 (1933年)	ホイットレー協議会設置に関する政府勧告 (1919年)	経営協議会法制定 (規模20人以上の企業, 1920年)	従業員代表制導入 (規模10人以上の企業, 1936年)	オランダ 中央労働審議会設置 (労使、中立委員の三者構成, 政府の諮問機関, 1928年)
1940年代	フィラデルフィア宣言 (「生産能率の不断的改善に関する経営と労働の協力並びに社会的及び経済的措置の準備及び適用に関する労働者と使用者の協力」促進は、ILOの義務, 1944年)				経営協議会令 (規模50人以上の企業, 1945年) 従業員代表法制定 (規模10人以上の企業, 1966年) 経済社会審議会設置 (労使、中立委員の三者構成, 政府の諮問機関, 1946年) 経済計画庁設置 (計画策定作業を公、労、使各側委員に委嘱, 1946年)	オランダ 中央労使協議会の設立 (労使二者構成, 国家的賃金政策に関与, 1945年)
1950年代	「企業における使用者と労働者との協議及び協力に関する勧告」採択 (1952年)			共同決定法制定 (石炭鉱業、鉄鋼業において、労使代表による労働関連問題の共同決定, 1951年) 経営組織法制定 (規	労働協約最高委員会設置 (政府、労使各側委員による労働条件審議, 1950年) 企業利益参加法制定 (規模100人以上の企	オランダ 社会経済評議会設置 (労使中立の三者構成, 経済問題全般について政府に勧告, 1950年)

年	ILO	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス	オランダ、北欧諸国
1960年代	「産業的及び全国的規模における公の機関と使用者団体及び労働者団体との間の協議及び協力に関する勧告」採択 (1960年) 「企業内における経営者と労働者との間のコミュニケーションに関する勧告」採択 (1967年)	労使関係政策諮問委員会 (公労使三者構成, 1961年)	国民経済開発審議会 (NEDC) 発足 (公労使三者構成, 長期的経済成長を促すための施策に関する政府の諮問機関, 1962年) 全国所得委員会 (NIC) 発足 (所得政策実施機関, 労働組合は参加拒否, 1963年) NEDC改組 (1964年) 「生産性、物価及び所得に関する共同意向宣言」(政府、労使中央団体による共同宣言, 1964年) TUC所得政策に対する意見書を政府に提出 (1967年)	規模5人以上の企業における就労、人事、経営等の事項の労使協議、共同決定, 1952年) 第一次財産形成促進法制定 (1961年) 第二次財産形成促進法制定 (貯蓄奨励の充実, 1965年) 「協調のとれた行動」のための懇談会発足 (経済政策運営に関する政府、労使代表の懇談会, 1966年)	業、任意制度; 1959年) 経営協議会令の改正 (労働者代表の増員, 1966年) 企業利益参加新法制定 (規模100人以上の企業, 強制適用, 1967年) グネル協定 (全国的争議後の政府、労使の合意, 1968年) 雇用保障に関する労使協議 (1969年)	デンマーク 経済審議会設置 (労使中立委員で構成, 経済問題全般を扱う政府諮問機関, 1962年) ノールウェー 所得価格調整会議の設置 (政府、労使各側委員による協議, 1963年) スウェーデン 「労使協力推進協定」成立 (1967年)

年	ILO	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス	オランダ, 北欧諸国
1970年代	「企業における労働者代表に与えられる保護と便宜に関する条約」「同勧告」採択 (1971年)	全国生産性委員会設立 (公労使三者構成, 生産性向上と物価安定の方法検討, 政府に意見具申, 1970年) 賃金委員会設置 (公労使三者構成, 緊急経済政策の一環, 1971年)		第三次財産形成促進法制定 (貯蓄奨励の一段の充実, 1970年) 経営組織法改正 (小規模企業の協議, 共同決定事項の拡充, 1971年) 生産的資産蓄積への参加を骨子とした新財産形成法案構想閣議決定 (1971年)	賃金支払制度の変更に関する労使関係者からの聴聞 (1971年)	スウェーデン 労働者の企業経営参加法制定 (規模100人以上企業, 1973年) オランダ 勤労者の持家推進をねらいとする新貯蓄奨励制度 (1973年) デンマーク 労働者の経営参加, 資本参加に関する政府案国会上提 (1973年)

(各国政府資料等に基づき作成)

昭和47年労働経済の分析 参考資料

6. 欧米諸国における労使コミュニケーション,参加について

6. アメリカ

アメリカでは,労使関係の処理は,団体交渉と個別労働者の苦情処理を中心として行なわれ,各段階での労使協議,参加の場が西欧諸国におけるように社会制度,慣行の中に組み込まれているという事情はあまりみられない。

このような動きの背景としては,使用者側が経営権の不可侵を主張すると同時に労働組合側も労使協議より団体交渉の拡大化,協約内容の充実を選好したこと,従来アメリカでは労務管理ないし人間関係管理がさかんに研究され,労使間の問題の解決の多くが,それに委ねられるという傾向があったこと,戦前のいわゆるカンパニー・ユニオン(御用化した会社別組合)のイメージの忌避が強かったこと,などがあげられよう。

しかし,1960年代にはいると,社会,経済情勢の変化に伴って全国段階での労使協議の必要性について各方面の認識が深まるようになった。1961年にケネディ大統領によって設けられた労使関係諮問委員会は,公労使各側委員によって生産性向上の国家政策を立案する全国段階での労使協議の場である。

また1970年には生産性向上,物価安定の方法について研究する大統領諮問機関としての全国生産性委員会(公労使三者構成)が設置された。さらに71年には,国際収支の悪化や大幅な物価上昇等に対処するため,ニクソン政権によって緊急経済対策が実施されたが,それに伴って賃金委員会等,政府労使各側委員から成る諮問的機関が設けられるなどの動きがみられる。

アメリカ労働者が主要協約を分析した資料によると,企業,業種段階の労使協議については,技術進歩,福利厚生などに関連する問題が中心となっている傾向がみられる。

第4表 アメリカの労使協議1)

第4表 アメリカの労使協議¹⁾

(単位 労働協約数)

労働協約で労使協議の対象とした事項 ²⁾	計	左のうち労使協議委員会を設けるもの
計	450	73
生産関連事項	345	37
技術進歩関連事項	64	20
福利厚生関連事項	180	42

資料出所 アメリカ労働省「Management Rights and Union-Management Cooperation」1966

- (注) 1) 企業、業種段階で締結された労働者745万人を対象とする主要協約1,773(企業段階1,099,業種段階674)のうち、労使協議、協力についてとりきめた協約450(企業段階298,業種段階152)に関するもの。
2) 重複規定があるため協議、協力事項の合計は450または73をこえる。

また、利潤を安定的に労働者に分配することにより労使協力の実をあげようとする試みが企業段階で広く行なわれている。利潤分配制の中心となるのは、スキャロン・プラン(売上金または生産高を基準として利潤分配額を決定する)、ラッカー・プラン(付加価値を基準とする)などであるが、実際の利潤分配制は、各種の基金制度、積立制度等と連結して運用されている場合が多く、その実態は複雑である。

欧米諸国における労使コミュニケーション、参加関連事項年表

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare